大 阪 市 交 通 局

災害時活動体制の指針

平成25年6月

事業管理本部総務部総務課

目 次

第 1	総則	
1	目的	1
2	責務	1
第 2	事前および応急対策	
1	危機管理体制の整備	1
	(1) 大阪市における防災組織	1
	(2) 交通局における防災組織	4
2	動員体制の整備	
	(1) 動員基準	8
	(2) 要員確保計画の策定	8
	(3) 動員の指令	8
	(4) 報告	9
3	緊急連絡網の整備	
	(1) 気象情報伝達系統	12
	(2) 災害が発生した場合の連絡	13
4	乗客の避難誘導計画	
	(1) 市バスでの応急輸送計画	15
	(2) 地下鉄・ニュートラムの避難誘導計画	15
5	災害時の運行計画	
	(1) 地震発生時の市バスの運行	16
	(2) 風水害時の市バスの運行	16
	(3) 地震発生時の地下鉄・ニュートラムの運行	18
	(4) 地震に関する警戒宣言等の地下鉄・ニュートラムの運行	18
	(5) 風水害時の地下鉄・ニュートラムの運行	18
6	車両の退避計画	
	(1) 市バス	19
	(2) 地下鉄・ニュートラムの車両退避及び運行計画	21
7	施設の防護計画	
	(1) 地震対策	37
	(2) 風水害対策	38
	(3) 検車場の風水害対策	40
	(4) 地下鉄・ニュートラムの工事現場の風水害対策	41
0	(5) 非常電源の確保	41
8	事故災害時の応急対策計画	4.4
	(1) 建設等工事現場の災害応急対策	44
0	(2) 高速鉄道における発煙又は火災発生時の応急対策 平 常 時 の 準 備 等	45
9	, ,,,	49
	(2) 資機材等の整備	49
第 3	(3) 関係機関等との連携 災害時活動計画の策定等	49
弗 3 1	災害時活動計画の策定	50
2	災害時活動に回りまた	50
<i>(</i> -1	20. CT 101 111 #0 P# 101 V / 10 W 102 II.	() ()

災害時活動体制の指針

第1 総則

1 目的

この指針は、「大阪市地域防災計画」及び「大阪市危機管理指針」に基づき、地震や風水害、大規模な事故などの危機事態が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある場合において、公共交通機関としての防災及び復旧並びに災害時の運行計画及び乗客の避難誘導等に関して、迅速かつ的確に活動を行うため、活動体制等を定めたものである。

2 責務

交通局全職員は、この指針や関連する各種規程を十分理解するとともに、危機事態が発生した場合は、 示された体制に基づき活動を行うものとする。

第2 事前および応急対策

1 危機管理体制の整備

(1) 大阪市における防災組織

ア設置基準

大阪市地域防災計画(震災対策編)・(風水害等対策編)の「第3部 災害応急対策計画 1組織計画」の中で、自然災害の状況に応じ「大阪市災害対策警戒本部」「大阪市災害対策緊急本部」「大阪市災害対策本部」を設置することが定められている。各本部の設置基準については以下のとおりである。また、各本部長(市長、副市長、危機管理監)が必要と認めたときに設置される場合もある。

○震災の場合

設 置 基 準	本 部 名
・災害が発生するおそれがあり、対策が必要・市緊急本部等の設置に至らないとき、又は設置するまでの間	大阪市災害対策警戒本部
・本市域において震度4を観測・相当規模の被害が広範囲に発生・災害が発生するおそれがあり、対策が必要	大阪市災害対策緊急本部
・本市域において震度5弱以上を観測・災害救助法適用を要する被害が発生・大規模な災害の発生が予想され、対策が必要	大阪市災害対策本部

※本市域:大阪市の事。24区いずれかの1つの区域だけでも該当する。

○風水害の場合

設 置 基 準	本 部 名
・災害が発生するおそれがあり、対策が必要	大阪市災害対策警戒本部
・相当規模の被害が広範囲に発生、対策が必要	大阪市災害対策緊急本部
・大規模な災害の発生が予想され、対策が必要	大阪市災害対策本部
・災害救助法適用を要する被害が発生	7 407 (10 C E 7 4 7 1 C E 1 E 1 E 1 E 1 E 1 E 1 E 1 E 1 E 1

○震度3以下の地震または遠地地震による津波が発生した場合

設 置 基 準	本 部 名
・津波警報の発表(津波高1~2m)	大阪市災害対策警戒本部
・大津波警報の発表(津波高3~10m以上)	大阪市災害対策緊急本部

○事故災害等の場合

設 置 基 準	本 部 名
・災害が発生するおそれがあり、対策が必要 ・市本部等の設置に至らない場合	大阪市災害対策警戒本部
・相当規模の被害が広範囲に発生、対策が必要	大阪市災害対策緊急本部
・大規模な災害の発生が予想され、対策が必要 ・災害救助法適用を要する被害が発生	大阪市災害対策本部

イ 設置者及び設置場所

本 部 名	設 置 者	設 置 場 所	
大阪市災害対策警戒本部	危機管理監	危機管理監室	
大阪市災害対策緊急本部	副市長	政策企画室特別会議室 (災害の程度により危機管理室)	
大阪市災害対策本部	市長	政策企画室特別会議室 (市庁舎被災の場合は阿倍野防災拠点)	

ウ組織

(ア) 組織図

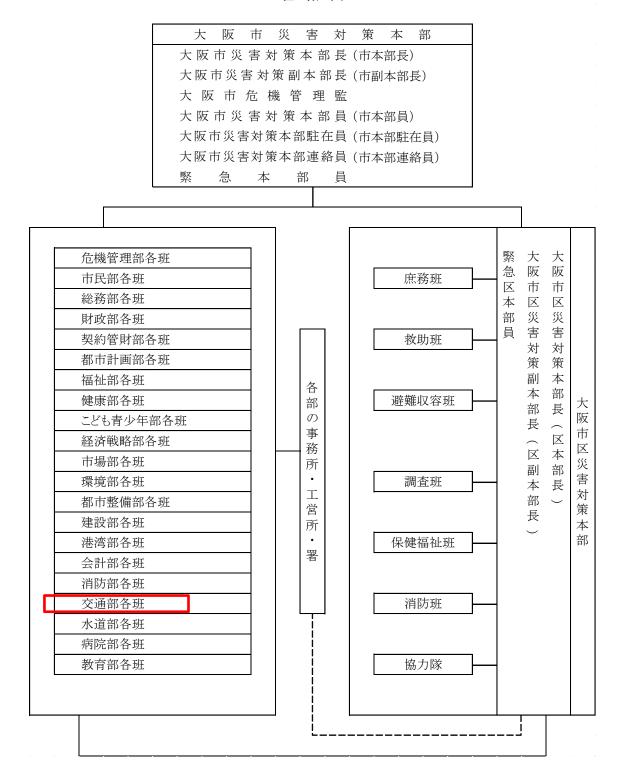
(P3参照)

(イ) 本部構成員

構成員	大阪市災害 対策警戒本部	大阪市災害 対策緊急本部	大阪市災害 対策本部
市本部長	危機管理監	副市長	市長
市副本部長	危機管理室長	副市長	副市長
市危機管理監	_	危機管理監	危機管理監
市本部員 (交通局)	総務部長 (代行者 総務課長)	局長 (代行者 鉄道事業本部 長)	局長
市本部駐在員 (交通局)		交通部長が指名する耶	
市本部連絡員 (交通局)		交通部長が指名する耶	
緊急本部員 (交通局)		市本部へ徒歩等によ 能な職員から市長が打	り30分以内に出勤可 指名する職員(3名)

※各構成員の役割は、大阪市地域防災計画による。

組織図



※「大阪市災害対策緊急本部」、「大阪市災害対策警戒本部」の組織図も「大阪市災害対策本部」に準じる。

(ウ) 交通部の分掌事務

名 称	分 掌 事 務
	・市営交通機関の防災及び復旧に関すること
	・災害時の市民交通に関すること
	・乗客の避難誘導に関すること
	・市本部長の特命事項に関すること
交通部	・本部及び他部との連絡調整に関すること
	・被害状況の情報収集・報告に関すること
	・部内業務計画の策定に関すること
	・部内職員の活動計画に関すること

(2) 交通局における防災組織

ア設置基準

「大阪市災害対策警戒本部交通部」「大阪市災害対策緊急本部交通部」「大阪市災害対策本部交通部」「大阪市災害対策本部交通部」(以下「交通部」という。)は、市本部が設置された時に設置し、各班を編成する。

イ 設置者および設置場所

(ア) 交通部

交通部長は、交通部を第1会議室に設置する。

(1) 各班

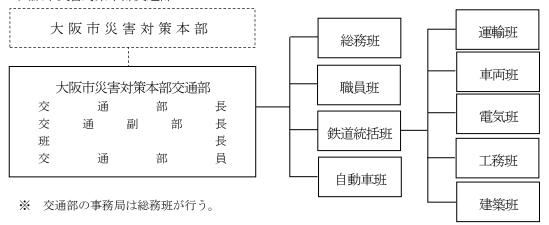
各班長は、各班を総務部長室、職員部長室、鉄道事業本部鉄道統括部長室、同本部運輸部長室、 同本部電気部長室、同本部車両部長室、同本部工務部長室、同本部建築部長室、自動車部長室に 設置する。

ただし、交通部本部、各班本部が使用できない場合は、鉄道事業本部電気部電気管理事務所電 気指令所に設置することができる。

ウ組織

(ア) 組織図

大阪市災害対策本部交通部



※ 「大阪市災害対策緊急本部交通部」、「大阪市災害対策警戒本部交通部」の組織図も、 「大阪市災害対策本部交通部」に準じる。

(イ) 本部構成員

構成員	大阪市災害対策 警戒本部交通部	大阪市災害対策 緊急本部交通部	大阪市災害対策 本部交通部
交通部長	総務部長	局長	局長
交通副部長	総務課長	鉄道事業本部長	鉄道事業本部長
班長	(エ)各班の分掌事務 で定める各部長が指 名する職員	(エ) 各班の分掌事務 で定める各部長	(エ)各班の分掌事務 で定める各部長
交通部員	_	(エ)各班の分掌事務でする職員	で定める各部長が指名

(ウ) 交通部長等の職務

構成員	職務		
交通部長 (局長)	交通部の事務を総括し、職員を指揮監督する。		
交通副部長(鉄道事業本部長)	交通部長を補佐し、交通部長に事故ある時は、その職		
文通副副文 (<u></u>)	務を代理する。		
班長(別に定める各部長)	各班の事務を総括して、所属職員を指揮監督する。		
	交通部に駐在し、交通部長、交通副部長を補佐す		
交通部員	る。(総務班、職員班、鉄道統括班、自動車班の		
	班長がそれぞれ指名する職員)		

なお、臨時的に権限を行使できる「代行者」を下表のとおり定める。

構成員	代行順位第1位	代行順位第2位
交通部長(局長)	鉄道事業本部長	事業管理本部長
交通副部長 (鉄道事業本部長)	事業管理本部長	総務部長

(エ) 各班の分掌事務 () 内は班長

各班の分掌事務	()内は班長
班•班長	分 掌 事 務
総務班 (総務部長)	(1)市本部、各部、部内各班及び班内との連絡並びに情報の収集及び伝達に関すること (2)当局の被害調査に関すること (3)被災施設の総合復旧対策に関すること (4)他の交通機関との連絡及びその被害調査に関すること (5)災害予算に関すること (6)不動産の被害調査に関すること (7)防災及び応急修理資材の調達、配給及び保管に関すること (8)部の庶務及び他の総合復旧対策に関すること
職員班(職員部長)	(1)各班及び班内との連絡並びに情報の収集及び伝達に関すること (2)職員の勤務、動員及び労働条件に関すること (3)災害復旧活動中の職員の傷病に関すること (4)公舎居住者にかかる応援要員の確保に関すること (5)臨時仮泊施設の確保に関すること
鉄道統括班 (鉄道統括部長)	(1)各班及び班内の連絡並びに情報の収集及び伝達に関すること (2)鉄道事業本部内の各班の連絡及び並びに情報の収集及び伝達に関すること (3)鉄道事業本部の庶務に関すること
運輸班(運輸部長)	(1)鉄道事業本部内各班及び班内の連絡並びに情報の収集及び伝達に関すること(2)災害時の事故に関すること(3)高速鉄道及び中量軌道車両の退避に関すること(4)高速鉄道及び中量軌道による災害時の応急輸送に関すること(5)高速鉄道及び中量軌道営業線上の保安警備に関すること(6)高速鉄道及び中量軌道駅構内の保安警備に関すること
電気部長)	(1)鉄道事業本部内各班及び班内の連絡並びに情報の収集及び伝達に関すること (2)電気施設の状態把握及び以上にかかる応急処置に関すること (3)電気施設の修理復旧に関すること (4)高速鉄道建設改良工事被災現場の電気施設の修理復旧計画に関すること (5)中量軌道改良工事被災現場の電気施設の修理復旧計画に関すること (6)情報処理システム及び総合情報ネットワークの修理復旧計画に関すること
車両班 (車両部長)	(1)鉄道事業本部内各班及び班内の連絡並びに情報の収集及び伝達に 関すること(2)高速鉄道及び中量軌道車両の応急修理に関すること(3)高速鉄道車両及び中量軌道車両の修理復旧に関すること

班・班長	分 掌 事 務		
	(1) 鉄道事業本部内各班及び班内の連絡並びに情報の収集及び伝達に		
	関すること		
	(2)軌道及び土木施設の修理復旧計画に関すること		
工務班	(3) 軌道及び土木施設の修理復旧に関すること		
(工務部長)	(4) 高速鉄道建設改良及び中量軌道改良工事被災現場の土木施設の修		
(理復旧計画に関すること		
	(5) 高速鉄道建設改良及び中量軌道改良工事被災現場の土木施設の修 理復旧に関すること		
	「理像中に関すること (6) 高速鉄道建設工事現場の被災に伴う損害補償に関すること		
	(1) 鉄道事業本部内各班及び班内の連絡並びに情報の収集及び伝達に		
	関すること		
	(2)高速鉄道建設改良及び中量軌道改良工事被災現場の建築施設及び		
建築班	建築設備(以下、建築施設等という)の修理復旧計画に関すること		
(建築部長)	(3)建物施設等の修理復旧計画に関すること		
(全来师女)	(4) 高速鉄道建設改良及び中量軌道改良工事被災現場の建築施設等の		
	修理復旧に関すること		
	(5)建物施設等の修理復旧に関すること		
	(1)各班及び班内との連絡並びに情報の収集及び伝達に関すること		
	(2)自動車車両の退避に関すること		
自動車班	(3)自動車による災害時の応急輸送に関すること		
(自動車部長)	(4) 自動車営業路線の保安警備に関すること		
	(5)自動車車両の応急修理に関すること		
	(6)自動車車両の修理復旧に関すること		

2 動員体制の整備

(1) 動員基準

ア 地震(津波)発生時の動員基準

勤務時間外における職員の地震発生時の対応は、次の基準による。なお、隔日交替制勤務等の当 務者及び宿泊勤務者は、警戒体制にあるものとする。

大阪市種別	交通局動員体制	災害状況	動員人員
1 U A (+/+i)		大規模な被害が発生し又は発生するおそれがあり、市の全力	職員全員
1号	A体制	をあげて防災活動を実施する必要があるとき (震度 6 弱以上)	収貝土貝
2号	B体制	相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害	職員の
2万 日仲則		の拡大するおそれがあるとき (震度 5強)	1/2以内
2 □.	C体制	被害拡大のおそればないが、応急対策活動を実施する必要が	職員の
3 号 C体制		あるとき (震度 5 弱)	1/4以内
4 🖳	D体制	被害発生のおそれがあり、被害状況の把握等初動活動を実施	初動活動に必要
4号 D体制 		する必要があるとき(震度4)	な職員

^{※「}勤務時間外」とは普通勤務土曜日曜休日制勤務者の勤務の時間外(休日を含む。)の時間帯をいう。(風水害等発生時の動員基準においても同じ。)

イ 風水害等発生時の動員基準

勤務時間外における職員の風水害等への対応は、次の基準による。なお、隔日交替制勤務等の当 務者及び宿泊勤務者は、警戒体制にあるものとする。

大阪市種別	交通局動員体制	災害状況	動員人員
1号	A体制	大規模な被害が発生し又は発生するおそれがあり、市の全力 をあげて防災活動を実施する必要があるとき	職員全員
2号	B体制	相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害 の拡大するおそれがあるとき	職員の 1/2以内
3号	C体制	被害拡大のおそれはないが、応急対策活動を実施する必要が あるとき	職員の 1/4以内
4号	D体制	被害発生のおそれがあり、被害状況の把握等初動活動を実施 する必要があるとき	初動活動に必要 な職員
5号	E体制	災害発生のおそれがあるが状況判断が非常に 困難な場合、万 一に備えて速やかな措置のとれるよう主として情報 連絡に あたる必要があるとき	宿直員の 若 干 の 増 強

(2) 要員確保計画の策定

各班は、各動員区分に基づき、あらかじめ災害時活動計画において要員確保計画を策定しておくものとする。

(3) 動員の指令

ア 動員の指令は、危機管理監からの指令を受け、交通部長が総務班長、職員班長、鉄道統括班長、 自動車班長に動員体制の指令を行う。また、指令を受け取った鉄道統括班長は、運輸班長、車両班 長、電気班長、工務班、建築班長に動員体制の指令が発せられたことを伝達する。

ただし、災害の状況に応じ、特定の所属に対する指令又は動員体制を異にした指令を行うことができる。また、動員指令を受けた各班長は、直ちに指令に応じた体制をとらなければならない。

イ 自動参集

(ア) 震度6弱以上の場合

職員は、勤務時間外に本市域において震度6弱以上(大阪管区気象台発表)が発生したときは、

1号動員(A体制)の指令があったものとして、速やかに、各自の勤務場所へ参集する。

(イ) 震度5強の場合

職員は、勤務時間外に本市域において震度5強(大阪管区気象台発表)を観測したときは、2 号動員(B体制)の指令があったものとして、速やかに、各自の勤務場所へ参集する。

(ウ) 震度5弱の場合

職員は、勤務時間外に本市域において震度5弱(大阪管区気象台発表)を観測したときは、3 号動員(C体制)の指令があったものとして、速やかに、各自の勤務場所へ参集する。

(エ) 震度4の場合

職員は、勤務時間外に本市域において震度4 (大阪管区気象台発表)を観測したときは、4号動員(D体制)の指令があったものとして、速やかに、各自の勤務場所へ参集する。

(オ) 緊急本部員

緊急本部員に指名されている職員は、本市域において震度4以上(大阪管区気象台発表)を観測したときは、それぞれ指定された場所等に自動参集する。

※ 万一、交通機関途絶等により各自の勤務場所へ参集できない場合は、最寄りの交通局事業 所に出向き、各自の所属への連絡、所属長の指示を受けるものとする。

ウ 震度3以下の地震または遠地地震による津波発生時の対応

津波注意報及び津波警報発表時には5号動員(E体制)、大津波警報発表時には4号動員(D体制)以上の指令があったものとして対応する。

動員体制は上記を基本とするが、各所属において必要な動員体制をとるものとする。

(4) 報告

ア 動員報告書

各班は、動員指令に基づいて職員を召集・参集したときは、その動員状況をとりまとめ、直ちに「動員報告書」により人事課長に報告すること。(P10参照)

イ 参集人員報告書

各班は、参集人員及びその所属、職種を適宜交通部(総務班)に報告すること。(P11参照)

動員報告書

平成 年 月 日

人事課長 様

○○課長

月 日 動員報告書

		月 日 劉貝		
職種	氏 名	配置場所	動員の区分 (発令時刻)	備考

(注) 報告対象者は、その職員の勤務時間外において動員した職員とする。

参集人員報告書

所属名		

月 日 参集人員 名

内訳

補	課長級以上	人
職	係 長 級	人
月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 日 月 日 日 日 日 日 日 日 日	係員	人
別	計	人
職	事務・技術職員	人
種	その他の職種の職 員	人
別	計	人

(注) 勤務時間内外にかかわらず、参集した職員数

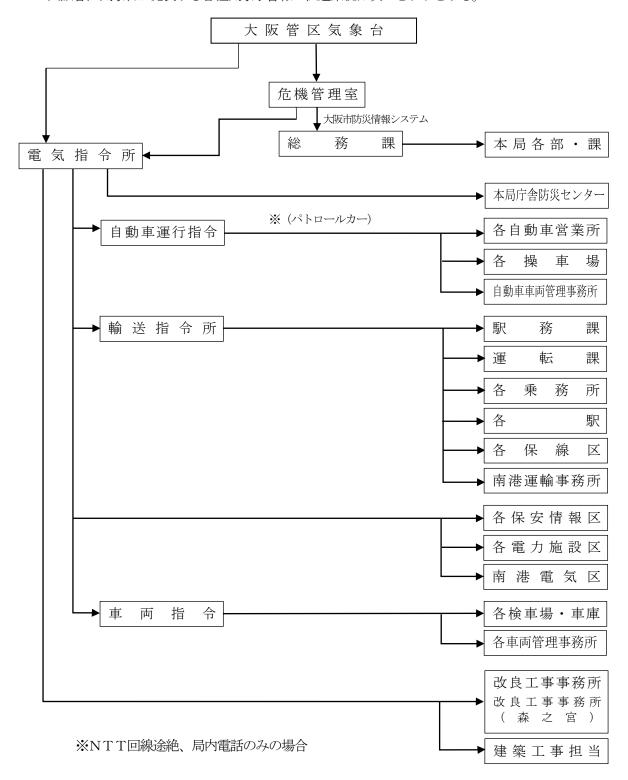
3 緊急連絡網の整備

災害が発生した場合、状況に応じて大阪府警察、消防機関、医療機関など関係する機関等と密接に連携するほか、あらゆる方策を講じて情報収集活動を実施する。

収集した情報は、状況に応じて速やかに危機管理室をはじめ関係局等関係機関に伝達し、情報の共有 化を図る。

(1) 気象情報伝達系統

大阪管区気象台が発表する各種気象予警報の伝達系統は次のとおりとする。



(2) 災害が発生した場合の連絡

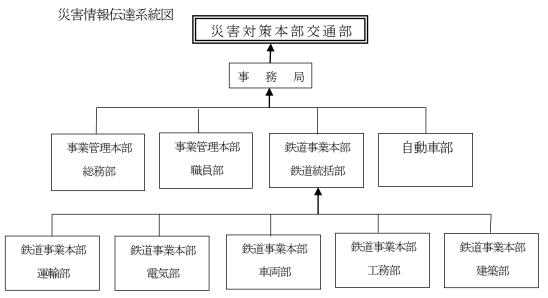
災害対策本部交通部が設置された(災害が発生し、又は発生するおそれがある)場合、状況等を迅速かつ的確に収集し、報告する。また、状況の変化等に応じて中間報告を、応急処置や復旧が完了した場合は最終報告を行う。

ア報告内容

- (ア) 規模
- (イ) 営業路線への影響
- (ウ) 影響人員
- (エ) 復旧時間
- (才) 死傷者数
- (カ) その他必要な事項

イ 連絡系統

災害等伝達系統図のとおり



※ 交通部の事務局は総務部が行う。

ウ 災害時優先電話

※災害時優先電話

災害時に電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、災害時優先電話はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる電話のこと。

<本局>

所属	電話番号	備考
事業管理本部総務部総務課	06-6585-6104	
事業管理本部総務部総務課	06-6585-6106	
事業管理本部総務部総務課第1会議室	06-6582-1304	災害時専用
事業管理本部総務部総務課 広報	06-6582-7997	FAX専用
防災センター	06-6581-2507	災害時専用
鉄道事業本部鉄道統括部安全推進課	06-6582-0003	災害時専用
事業管理本部職員部人事課	06-6582-1305	災害時専用
鉄道事業本部鉄道統括部鉄道統括課	06-6582-1306	災害時専用
鉄道事業本部運輸部管理課	06-6582-1856	災害時専用
自動車部安全・運行サービス担当	06-6582-6275	災害時専用
自動車部 運行指令所	06-6582-9880	災害時専用
鉄道事業本部車両部車両課	06-6586-2512	災害時専用
統合指令	06-6581-6515	災害時専用

<事業所>

所属	電話番号	備考
中百舌鳥乗務所	072-252-9728	
大日乗務所	06-6906-8152	
加賀屋乗務所	06-6685-5170	
森之宮乗務所	06-6967-2468	
阿波座乗務所	06-6541-2392	
天神橋乗務所	06-6358-4674	
鶴見乗務所	06-6913-7143	
梅田駅長室	06-6311-4700	
淀屋橋駅長室	06-6231-0482	
本町駅駅長室	06-6531-3124	中央線
天王寺駅長室	06-6622-5005	
東梅田駅長室	06-6313-2550	
中崎町駅長室	06-6371-2781	
西梅田駅長室	06-6341-9200	
大国町駅長室	06-6641-0092	
阿波座駅長室	06-6531-3070	
森之宮駅長室	06-6942-3615	
難波駅長室	06-6211-4893	
中百舌鳥乗務所運輸長室	06-6633-4829	
日本橋駅長室	06-6211-6440	
堺筋本町駅長室	06-6271-4448	
ドーム前千代崎駅長室	06-6583-2401	
中ふ頭駅長室	06-6613-1301	
南港運輸事務所	06-6613-1432	運輸指令所
天王寺駅運輸長室	06-6772-9209	
大日乗務運輸長室	06-6371-7482	

<事業所>

株名	<爭莱所>		
堺筋線保線区 06-6641-0712 工務管理事務所 06-6641-2044 大国町(宿直) 建築部建築施設管区(万国) 06-6631-9487 大国町営繕区 建築部建築施設管区(動物園前) 06-6631-6794 大国町営繕区 建築部建築施設管区(動物園前) 06-665-5423 ひ良工事事務所 06-6562-9157 鶴見保安情報区 06-6913-9450 都島保安情報区 06-692-2875 電気指令所 06-6965-0465 災害時専用 電気管理事務所(計画) 06-6967-3511 長居保安情報区 06-6967-3511 長居保安情報区 06-660-7864 FAX兼用 田辺保安情報区 06-661-7259 FAX兼用 動物園前保安情報区 06-6631-6932 FAX兼用 中津保安情報区 06-6631-0932 FAX兼用 阿波座電力施設区 06-6631-0232 FAX兼用 中遺保安管区 06-6631-0232 FAX兼用 中量保安管区 06-6613-6345 FAX 中百舌鳥検車場 06-698-3901 事務所 緑木卓車場 06-698-3901 東務所 緑木卓車場 06-696-1010 森久 森大宮阜車場 06-697-1010 森久 森大宮阜車場 06-697-1951 検査3 東欧田検車場 <th>所属</th> <th>電話番号</th> <th>備考</th>	所属	電話番号	備考
工務管理事務所	森之宮工事管区	06-6967-4161	
建築部建築施設管区(阿波座) 06-6541-9487 建築部建築施設管区(大国町) 06-6631-9344 大国町営繕区 建築部建築施設管区(動物園前) 06-6631-6794 建築部建築施設管区(森之宮) 06-6965-5423 改良工事事務所 06-6562-9157 68見保安情報区 06-6913-9450 都島保安情報区 06-6965-0465 災害時専用 電気管理事務所(計画) 06-6965-0465 災害時専用 電気管理事務所(計画) 06-6967-3511 FAX兼用 長居保安情報区 06-6606-7864 FAX兼用 田辺保安情報区 06-6631-6932 FAX兼用 助物園前保安情報区 06-6631-6932 FAX兼用 阿波座電力施設区 06-6541-2298 FAX兼用 阿波座電力施設区 06-6631-6332 FAX 中国保安情報区 06-6631-0322 FAX 中国保安管区 06-6631-0345 FAX 中百舌鳥検車場 072-259-7267 表入 大日検車場 06-688-9955 庶務 森大陸車場 06-688-9055 庶務 森之宮車両管理事務所 06-6967-1010 表別 森之管庫場 06-698-1551 検査3 東欧田検車場 06-6912-9887 南務所 市港検車場 06-6	堺筋線保線区	06-6641-0712	
建築部建築施設管区(大国町) 06-6631-9344 大国町営繕区 建築部建築施設管区(森之宮) 06-6631-6794 建築部建築施設管区(森之宮) 06-6562-9157 鶴見保安情報区 06-6913-9450 都島保安情報区 06-692-2875 電気指令所 06-6965-0465 電気理事務所(計画) 06-6965-1884 森之宮保安情報区 06-6967-3511 長居保安情報区 06-660-7864 FAX兼用 田辺保安情報区 06-661-7259 FAX兼用 動物園前保安情報区 06-6631-6932 中津保安情報区 中津保安情報区 06-6631-6932 中本(安情報区 阿波座電力施設区 06-6631-0232 FAX兼用 阿波座電力施設区 06-6631-0232 FAX 中量保安管区 06-6631-0232 FAX 中国保安管区 06-6631-0232 康務所 緑木車車場 06-6681-9262 庶務 緑木検車場 06-6681-9262 庶務 森大宮検車場 06-697-1010 森之宮検車場 森之宮検車場 06-697-1010 森之宮検車場 東吹田検車場 06-6912-9887 大下茶屋検車場 南港検車場 06-662-9446 鶴見検車場 06-6912-9887	工務管理事務所	06-6641-2044	大国町(宿直)
建築部建築施設管区(動物園前) 06-6631-6794 建築部建築施設管区(森之宮) 06-6965-5423 改良工事事務所 06-6562-9157 鶴見保安情報区 06-6913-9450 都島保安情報区 06-6922-2875 電気指令所 06-6965-0465 災害時専用 電気管理事務所(計画) 06-6965-1884 技術 森之宮保安情報区 06-6967-3511 長居保安情報区 06-6606-7864 FAX兼用 田辺保安情報区 06-6621-7259 FAX兼用 助物園前保安情報区 06-6631-6932 中津保安情報区 06-631-0932 中津保安情報区 06-631-0232 中津保安情報区 06-6631-0232 中津保安情報区 06-6631-0232 中量保安管区 06-6613-6345 FAX 中百舌鳥検車場 072-259-7267 大日検車場 06-698-3901 事務所 緑木車両管理事務所 06-6681-9262 庶務 森之宮車両管理事務所 06-6681-9262 庶務 森文宮車両管理事務所 06-6681-9262 庶務 東吹田検車場 06-697-1010 森之宮検車場 06-697-1010 森之宮検車場 06-697-1551 検査3 東吹田検車場 06-6613-0632 東吹田検車場 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 06-697-6021 守口営業所 06-699-0251 事務所 住吉営業所 06-6695-6151 事務所	建築部建築施設管区(阿波座)	06-6541-9487	
建築部建築施設管区(森之宮) 06-6965-5423 改良工事事務所 06-6562-9157 鶴見保安情報区 06-6913-9450 都島保安情報区 06-6922-2875 電気指令所 06-6965-0465 災害時専用 電気管理事務所(計画) 06-6965-1884 技術 森之宮保安情報区 06-6967-3511 長居保安情報区 06-6606-7864 FAX兼用 田辺保安情報区 06-6621-7259 FAX兼用 助物園前保安情報区 06-6631-6932 中津保安情報区 06-6631-6932 中津保安情報区 06-6631-0232 中津保安情報区 06-6631-0232 中津保安管区 06-6613-0232 中量保安管区 06-6613-6345 FAX 中百舌鳥検車場 072-259-7267 大日検車場 06-6908-3901 事務所 緑木車両管理事務所 06-6681-9262 庶務 森之宮車両管理事務所 06-6681-9262 庶務 森之宮検車場 06-6971-1010 森之宮検車場 06-6971-151 検査3 東吹田検車場 06-631-2407 天下茶屋検車出張所 06-6652-9446 鶴見検車場 06-6912-9887 南港検車場 06-6912-9887 南港検車場 06-6972-6021 中可営業所 06-6993-0251 事務所 住吉営業所 06-6695-6151 事務所	建築部建築施設管区(大国町)	06-6631-9344	大国町営繕区
改良工事事務所 06-6562-9157	建築部建築施設管区(動物園前)	06-6631-6794	
部島保安情報区 06-6913-9450 都島保安情報区 06-6922-2875 電気指令所 06-6965-0465 災害時専用 電気管理事務所(計画) 06-6965-1884 技術 森之宮保安情報区 06-6967-3511 長居保安情報区 06-6606-7864 FAX兼用 田辺保安情報区 06-6621-7259 FAX兼用 助物園前保安情報区 06-6631-6932 中津保安情報区 06-6372-3580 FAX兼用 阿波座電力施設区 06-6541-2298 FAX兼用 阿波座電力施設区 06-6541-2298 FAX兼用 下五番線車場 072-259-7267 大日検車場 06-6613-6345 FAX 中百舌鳥検車場 072-259-7267 大日検車場 06-681-9262 庶務 森之宮車両管理事務所 06-6885-9055 庶務 森之宮東両管理事務所 06-6967-1010 森之宮検車場 06-6967-1010 森之宮検車場 06-6967-1551 検査3 東吹田検車場 06-6912-9887 南港検車場 06-613-0632 自動車車両管理事務所 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 06-6688-0890 自動車車両管理事務所 度の6-6972-6021 守口営業所 06-6993-0251 事務所 16-6993-0251 事務所 16-6895-6151 美車	建築部建築施設管区(森之宮)	06-6965-5423	
都島保安情報区	改良工事事務所	06-6562-9157	
電気指令所 06-6965-0465 災害時専用 電気管理事務所(計画) 06-6965-1884 技術 森之宮保安情報区 06-6967-3511 長居保安情報区 06-6606-7864 FAX兼用 田辺保安情報区 06-6621-7259 FAX兼用 動物園前保安情報区 06-6631-6932 中津保安情報区 06-6372-3580 FAX兼用 阿波座電力施設区 06-6541-2298 FAX兼用 阿波座電力施設区 06-6631-0232 中量保安管区 06-6613-6345 FAX 中百舌鳥検車場 072-259-7267 大日検車場 06-698-3901 事務所 緑木車両管理事務所 06-6681-9262 庶務 森之宮車両管理事務所 06-6685-9055 庶務 森之宮検車場 06-6967-1551 検査3 東吹田検車場 06-6967-1551 検査3 東吹田検車場 06-6967-1551 検査3 東吹田検車場 06-6652-9446 鶴見検車場 06-6912-9887 南港検車場 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 06-6648-0890 自動車車両管理事務所長 東成営業所 06-6993-0251 事務所 住吉営業所 06-6695-6151	鶴見保安情報区	06-6913-9450	
電気管理事務所(計画) 06-6965-1884 技術 森之宮保安情報区 06-6967-3511 長居保安情報区 06-6606-7864 FAX兼用 田辺保安情報区 06-6621-7259 FAX兼用 動物園前保安情報区 06-6372-3580 FAX兼用 阿波座電力施設区 06-6372-3580 FAX兼用 阿波座電力施設区 06-6541-2298 FAX兼用 阿波座電力施設区 06-6631-0232 中量保安管区 06-6613-6345 FAX 中百舌鳥検車場 072-259-7267 大日検車場 06-698-3901 事務所 緑木車両管理事務所 06-6681-9262 庶務 森之宮車両管理事務所 06-6685-9055 庶務 森之宮検車場 06-6967-1010 森之宮検車場 06-6967-1551 検査3 東吹田検車場 06-698-1946 鶴見検車場 06-613-0632 自動車車両管理事務所 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 06-668-0890 自動車車両管理事務所長 東成営業所 06-6993-0251 事務所 住吉営業所 06-6695-6151 発車	都島保安情報区	06-6922-2875	
森之宮保安情報区 06-6967-3511 長居保安情報区 06-6606-7864 FAX兼用 田辺保安情報区 06-6621-7259 FAX兼用 動物園前保安情報区 06-6631-6932 中津保安情報区 06-6372-3580 FAX兼用 阿波座電力施設区 06-6541-2298 FAX兼用 大国町保安情報区 06-6631-0232 FAX 中量保安管区 06-6613-6345 FAX 中百舌鳥検車場 072-259-7267 FAX 大日検車場 06-698-3901 事務所 緑木東車高管理事務所 06-6681-9262 庶務 森大食車場 06-6685-9055 庶務 森之宮検車場 06-6967-1010 株全3 東吹田検車場 06-6652-9446 66月2-9446 鶴見検車場 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 南港検車場 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 東成営業所 06-648-0890 自動車車両管理事務所 東成営業所 06-6993-0251 事務所 住吉営業所 06-6695-6151 発車	電気指令所	06-6965-0465	災害時専用
長居保安情報区 06-6606-7864 FAX兼用 田辺保安情報区 06-6621-7259 FAX兼用 動物園前保安情報区 06-6631-6932 中津保安情報区 06-6372-3580 FAX兼用 阿波座電力施設区 06-6541-2298 FAX兼用 大国町保安情報区 06-6631-0232 中量保安管区 06-6613-6345 FAX 中百舌鳥検車場 072-259-7267 大日検車場 06-698-3901 事務所 緑木東画管理事務所 06-6681-9262 庶務 緑木食車場 06-6685-9055 庶務 森之宮車両管理事務所 06-6967-1010 森之宮検車場 06-6967-1551 検査3 東吹田検車場 06-6381-2407 天下茶屋検車出張所 06-6652-9446 鶴見検車場 06-6912-9887 南港検車場 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 06-648-0890 自動車車両管理事務所 東成営業所 06-6993-0251 事務所 住吉営業所 06-6695-6151 発車	電気管理事務所(計画)	06-6965-1884	技術
田辺保安情報区 06-6621-7259 FAX兼用 動物園前保安情報区 06-6631-6932 中津保安情報区 06-6372-3580 FAX兼用 阿波座電力施設区 06-6541-2298 FAX兼用 阿波座電力施設区 06-6541-2298 FAX兼用 大国町保安情報区 06-6631-0232 中量保安管区 06-6613-6345 FAX 中百舌鳥検車場 072-259-7267 大日検車場 06-698-3901 事務所 緑木車両管理事務所 06-6681-9262 庶務 緑木検車場 06-698-9055 庶務 森之宮車両管理事務所 06-6685-9055 庶務 森之宮東両管理事務所 06-6967-1010 森之宮検車場 06-6967-1551 検査3 東吹田検車場 06-6381-2407 天下茶屋検車出張所 06-6652-9446 鶴見検車場 06-6912-9887 南港検車場 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 06-6468-0890 自動車車両管理事務所長東成営業所 06-6993-0251 事務所 住吉営業所 06-6695-6151 発車	森之宮保安情報区	06-6967-3511	
動物園前保安情報区 06-6631-6932 中津保安情報区 06-6372-3580 FAX兼用 阿波座電力施設区 06-6541-2298 FAX兼用 大国町保安情報区 06-6631-0232 中量保安管区 06-6613-6345 FAX 中百舌鳥検車場 072-259-7267 大日検車場 06-6908-3901 事務所 緑木車両管理事務所 06-6681-9262 庶務 緑木検車場 06-6685-9055 庶務 森之宮車両管理事務所 06-6967-1010 検査3 東次日検車場 06-6967-1551 検査3 東吹田検車場 06-6331-2407 天下茶屋検車出張所 06-6652-9446 鶴見検車場 06-6912-9887 南港検車場 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 自動車車両管理事務所長 東成営業所 06-648-0890 自動車車両管理事務所長 06-6972-6021 事務所 市口営業所 06-6993-0251 事務所 自合6695-6151 事務所 自合6695-6152 発車	長居保安情報区	06-6606-7864	FAX兼用
中津保安情報区 06-6372-3580 FAX兼用 阿波座電力施設区 06-6541-2298 FAX兼用 大国町保安情報区 06-6631-0232 中量保安管区 06-6613-6345 FAX 中百舌鳥検車場 072-259-7267 大日検車場 06-698-3901 事務所 緑木車両管理事務所 06-6681-9262 庶務 緑木検車場 06-6685-9055 庶務 森之宮車両管理事務所 06-6967-1010 森之宮検車場 06-6967-1551 検査3 東吹田検車場 06-6381-2407 天下茶屋検車出張所 06-6652-9446 鶴見検車場 06-613-0632 自動車車両管理事務所 06-6468-0890 自動車車両管理事務所長 東成営業所 06-6972-6021 守口営業所 06-6993-0251 事務所 住吉営業所 06-6695-6151 発車	田辺保安情報区	06-6621-7259	FAX兼用
阿波座電力施設区 06-6541-2298 FAX兼用 大国町保安情報区 06-6631-0232 FAX 中量保安管区 06-6613-6345 FAX 中百舌鳥検車場 072-259-7267 事務所 大日検車場 06-6908-3901 事務所 緑木車両管理事務所 06-6681-9262 庶務 緑木検車場 06-6685-9055 庶務 森之宮車両管理事務所 06-6967-1010 株之宮検車場 森之宮検車場 06-6967-1551 検査3 東吹田検車場 06-6381-2407 天下茶屋検車出張所 天下茶屋検車出張所 06-6652-9446 6億見検車場 鶴見検車場 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 南港検車場 06-648-0890 自動車車両管理事務所長 東成営業所 06-6972-6021 事務所 守口営業所 06-6993-0251 事務所 住吉営業所 06-6695-6151 発車	動物園前保安情報区	06-6631-6932	
大国町保安情報区 06-6631-0232 中量保安管区 06-6613-6345 FAX 中百舌鳥検車場 072-259-7267 大日検車場 06-6908-3901 事務所 緑木車両管理事務所 06-6681-9262 庶務 森之宮車両管理事務所 06-6685-9055 庶務 森之宮車両管理事務所 06-6967-1010 森之宮検車場 06-6967-1551 検査3 東吹田検車場 06-6381-2407 天下茶屋検車出張所 06-6652-9446 鶴見検車場 06-652-9446 鶴見検車場 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 06-6688-0890 自動車車両管理事務所長 東成営業所 06-6972-6021 守口営業所 06-6993-0251 事務所 住吉営業所 06-6695-6151 発車	中津保安情報区	06-6372-3580	FAX兼用
中量保安管区	阿波座電力施設区	06-6541-2298	FAX兼用
中百舌鳥検車場 072-259-7267 大日検車場 06-6908-3901 事務所 緑木車両管理事務所 06-6681-9262 庶務 緑木検車場 06-6685-9055 庶務 森之宮車両管理事務所 06-6967-1010 森之宮検車場 06-6967-1551 検査3 東吹田検車場 06-6381-2407 天下茶屋検車出張所 06-6652-9446 鶴見検車場 06-6912-9887 南港検車場 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 06-6648-0890 自動車車両管理事務所長東成営業所 06-6972-6021 守口営業所 06-6993-0251 事務所 住吉営業所 06-6695-6151	大国町保安情報区	06-6631-0232	
大日検車場 06-6908-3901 事務所 緑木車両管理事務所 06-6681-9262 庶務 緑木検車場 06-6685-9055 庶務 森之宮車両管理事務所 06-6967-1010 森之宮検車場 06-6967-1551 検査3 東吹田検車場 06-6381-2407 天下茶屋検車出張所 06-6652-9446 鶴見検車場 06-6912-9887 南港検車場 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 06-648-0890 自動車車両管理事務所長東成営業所 06-6972-6021 守口営業所 06-6993-0251 事務所 住吉営業所 06-6695-6151 住吉営業所 06-6695-6152 発車	中量保安管区	06-6613-6345	FAX
緑木車両管理事務所 06-6681-9262 庶務 緑木検車場 06-6685-9055 庶務 森之宮車両管理事務所 06-6967-1010 森之宮検車場 06-6967-1551 検査3 東吹田検車場 06-6381-2407 天下茶屋検車出張所 06-6652-9446 鶴見検車場 06-6912-9887 南港検車場 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 06-6468-0890 自動車車両管理事務所長東成営業所 06-6972-6021 守口営業所 06-6993-0251 住吉営業所 06-6695-6151 住吉営業所 06-6695-6152	中百舌鳥検車場	072-259-7267	
緑木検車場 06-6685-9055 庶務 森之宮車両管理事務所 06-6967-1010 森之宮検車場 06-6967-1551 検査3 東吹田検車場 06-6381-2407 天下茶屋検車出張所 06-6652-9446 鶴見検車場 06-6912-9887 南港検車場 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 06-6468-0890 自動車車両管理事務所 06-6972-6021 守口営業所 06-6993-0251 事務所 06-6695-6151 住吉営業所 06-6695-6152 発車	大日検車場	06-6908-3901	事務所
森之宮車両管理事務所 06-6967-1010 森之宮検車場 06-6967-1551 検査3 東吹田検車場 06-6381-2407 天下茶屋検車出張所 06-652-9446 鶴見検車場 06-6912-9887 南港検車場 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 06-6468-0890 自動車車両管理事務所長東成営業所 06-6972-6021 守口営業所 06-6993-0251 事務所住吉営業所 06-6695-6151 発車	緑木車両管理事務所	06-6681-9262	庶務
森之宮検車場 06-6967-1551 検査3 東吹田検車場 06-6381-2407 天下茶屋検車出張所 06-6652-9446 鶴見検車場 06-6912-9887 南港検車場 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 06-6468-0890 自動車車両管理事務所長 東成営業所 06-6972-6021 守口営業所 06-6993-0251 事務所 住吉営業所 06-6695-6151 事務所	緑木検車場	06-6685-9055	庶務
東吹田検車場 06-6381-2407 天下茶屋検車出張所 06-6652-9446 鶴見検車場 06-6912-9887 南港検車場 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 06-6468-0890 自動車車両管理事務所長 東成営業所 06-6972-6021 守口営業所 06-6993-0251 事務所 住吉営業所 06-6695-6151 住吉営業所 06-6695-6152 発車	森之宮車両管理事務所	06-6967-1010	
天下茶屋検車出張所 06-6652-9446 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	森之宮検車場	06-6967-1551	検査3
鶴見検車場 06-6912-9887 南港検車場 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 06-6468-0890 自動車車両管理事務所長 東成営業所 06-6972-6021 守口営業所 06-6993-0251 事務所 住吉営業所 06-6695-6151 事務所 住吉営業所 06-6695-6152 発車	東吹田検車場	06-6381-2407	
南港検車場 06-6613-0632 自動車車両管理事務所 06-6468-0890 自動車車両管理事務所長 東成営業所 06-6972-6021 守口営業所 06-6993-0251 事務所 住吉営業所 06-6695-6151 事務所 住吉営業所 06-6695-6152 発車	天下茶屋検車出張所	06-6652-9446	
自動車車両管理事務所	鶴見検車場	06-6912-9887	
東成営業所 06-6972-6021 守口営業所 06-6993-0251 住吉営業所 06-6995-6151 住吉営業所 06-6695-6152 発車	南港検車場	06-6613-0632	
守口営業所 06-6993-0251 事務所 住吉営業所 06-6695-6151 事務所 住吉営業所 06-6695-6152 発車	自動車車両管理事務所	06-6468-0890	自動車車両管理事務所長
住吉営業所 06-6695-6151 事務所 住吉営業所 06-6695-6152 発車	東成営業所	06-6972-6021	
住吉営業所 06-6695-6152 発車	守口営業所	06-6993-0251	事務所
	住吉営業所	06-6695-6151	事務所
中津営業所 06-6458-9205 発車	住吉営業所	06-6695-6152	発車
	中津営業所	06-6458-9205	発車

4 乗客の避難誘導計画

(1) 市バスでの応急輸送計画

ア 市バスでの応急輸送について

大規模な災害の発生が予想され、市民を緊急に安全な場所に避難させる必要がある場合 等において、バスは、その機動性を生かし、人命を最優先として次のとおり市民応急輸送 を行うものとする。

(ア) 大規模な地震発生の場合

可能な限り、建物の崩落や火災等の二次災害のおそれがある地域から、安全な地域への市民応急輸送を行う。 なお、二次災害発生のおそれがなくなった場合には、道路が走行できるかぎり積極的に支援体制をとり、被災者の救護等にあたるものとする。

(イ) 高潮、豪雨等による被害発生のおそれがある場合

可能な限り運行を継続するとともに、被害発生のおそれがある地域から安全な地域への応急輸送を行う。

A 運行系統の増強

高潮、豪雨等により浸水のおそれがある場合には、道路状況を確認のうえ、積極的 に市民を退避させるためのバス運行に努めるものとする。

B 浸水予想箇所

浸水による通行不能の恐れがあるアンダーパス等においては、自身に危険が切迫しない範囲内において安全・運行サービス担当(事故処理班)は、安全・運行サービス担当(運行指令)との間の連絡を密にしながら、状況に応じて市バスの誘導等を行う。

(P17参照)

C 河川が決壊のおそれがある場合

淀川、大和川、神崎川・安威川および寝屋川流域が決壊のおそれがある場合には、 道路状況を確認のうえ、積極的に市民を退避させるためのバス運行に努めるものとす る。

イ 応急輸送の開始及び実施内容等

応急輸送の開始、運行路線その他必要な事項については、運輸課安全・運行サービス担当(運行指令)からMCA無線及び災害時優先電話等により指示する。

なお、可能であれば状況に応じて災害後の運行に備え、車両を退避させるものとするが、 危険が切迫した場合、運輸助役の指示又は運転手の判断により、途中折り返し又はその他 の方法により退避するものとする。

(2) 地下鉄・ニュートラムの避難誘導計画

ア 地下鉄・ニュートラム駅からの避難誘導計画について

「災害発生時における統一基本マニュアル」に基づき対応する。

イ 駅間に列車が停車した場合の避難誘導計画について

「高速鉄道運転規程集」、「中量軌道運転規程集」に基づき対応する。

ウ 避難確保計画

淀川、大和川、神崎川・安威川、寝屋川流域の河川の氾濫による浸水想定区域内に存在

する駅において、乗客の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため「水防法第15条」 及び「大阪市地域防災計画」に基づき避難確保計画を策定し、浸水被害の軽減、回避に備 える。

5 災害時の運行計画

(1) 地震発生時の市バスの運行

ア 地震速報システムの活用

地震速報システムにおいて震度4以上の予測震度となった場合は、自動車部安全・運行サービス担当(運行指令)から全車両に対して「地震が発生するため、バスを安全な場所に一時停車すること」の無線連絡を行い、運転手は無線受信後、すみやかに下記の対応を行う。また、無線連絡がなくても、地震によるタイヤパンクに似た強い挙動を感じた場合には同様に対応したのち、安全・運行サービス担当(運行指令)から指示を受けるものとする。なお、地震発生時に備え、運転手は日常から安全運行に努め、運行管理者は異常気象時等処置要領の徹底を図るものとする。

- (ア) 車内のお客さまに地震が発生する可能性があるため、バスを安全な場所に一時停車する旨の案内を行う。
- (4) 後方からの車両に注意し、直ちに安全な場所に停車する。 (急ブレーキは絶対に行わない。) ただし、トンネルや橋の上を運行している場合は、速やかに抜けてから安全な場所に停車する。
- (f) 車内のお客さまに、余震や建物が崩れるなどの危険性があるためバス車内に一時とど まるよう案内を行う。
- イ 地震発生後の運行計画

地震発生後には次のとおり運行する。

- (ア) 可能な限り平常運行を行う。
- (4) 警戒宣言等及び運行系統などの運行に関する措置等を、停留所、バスターミナル等に 掲示し、ホームページ及び新型バスロケ標識等においても情報提供に努める。警戒宣言 等及び運行に関する措置等を、停留所、バスターミナル等に掲示するとともに乗客に周 知する。

(2) 風水害時の市バスの運行

ア 浸水時の運行計画

(ア) 浸水箇所が10cm~20cmの場合は、周囲に注意し徐行運転等により安全な方法で運行し、 停留所付近が浸水している場合、徐行又は停留所の前後に停車してお客さまの安全及び 利便を図る。ただし、小型ノンステップバスは運行不能となるので、運行を中止し、迂 回等の適切な措置をとる。

- (4) 道路横に破損物件等のある場合は、特に注意して運行する。
- (ウ) 浸水箇所が20cm以上となった場合は、車種にかかわらず運行不能となるので、運行を中止し、迂回等の適切な処置をとる。
- (エ) 各管区パトカーは、管内浸水のため迂回を必要とする箇所を重点に巡視し、状況を運行 指令へ報告すること。
- (オ) 運行の指令及び中止の時期は、運輸課又は安全・運行サービス担当(運行指令)から、 電話及びMCA無線等により指示する。

イ 暴風時の運行計画

- (ア) 運行の指令及び中止の時期は、運輸課又は安全・運行サービス担当(運行指令)から、 電話及びMCA無線等により指示する
- (4) 運転手は、危険が切迫した場合、運輸課又は安全・運行サービス担当(運行指令)からの指示がなくても、お客さま及び自身の安全を最優先に、運転手自身の判断により、運行中止や安全な場所への退避など、状況に応じて必要な対応を行うものとするが、可能な限り速やかに安全・運行サービス担当(運行指令)に連絡し、その後の指示に従うとともに、帰着後、直ちに運行管理者に報告するものとする。

浸水 予想 箇所 (参考)

	及 小 」 心 回 ハ	(少つ)
系統	浸 水 予 想 箇 所	備考
28	新喜多町ガード下西行	
35 · 35A	関目京阪ガード下	運行不能、う回運転の場合あり
41 • 93	十三アンダーパス	運行不能、う回運転の場合あり
21 • 45	西関目ガード下	運行不能、う回運転の場合あり
78	御幸町ガード下	
59 · 59B	鷺洲ガード下	
92 · 92C · 93 · 96	塚本駅ガード下	運行不能、う回運転の場合あり
86	滝井ガード下	運行不能、う回運転の場合あり
83	京阪森小路ガード下	運行不能、う回運転の場合あり
15 · 15A	南港南六丁目停留所付近	手前で折返し運行

車種別路線浸水時の走行可能水深

車	種	エンジン	運	転	可	能	水	深
ツーステッ	プバス	リヤー	200mまで					
小型ノンステップバス		型ノンステップバス リヤー		1 5	0	IJ		

(注) 浸水箇所を走行した車両は、必ずブレーキの点検整備を行うこと。

各車別主要部の地上高

車	種	エンジン	エンジン下部	排 気	П	ブレーキ装置	ステップ
			mm		mm	mm	mm
ツーステ	ップバス	リヤー	3 0 0	4 0 0)	200	3 0 0
小型ノンス	テップバス	リヤー	190	1 0 0)	200	3 2 0

- (3) 地震発生時の地下鉄・ニュートラムの運行 「地下鉄及び中量軌道地震発生時の取扱基準」に基づき対応する。
- (4) 地震に関する警戒宣言等の地下鉄・ニュートラムの運行

地震に関する警戒宣言等が発令されたときは、平常どおりの業務を行いつつ、被害の減と 社会的混乱等を防止するため、情報の内容を関係機関及び乗客に正確・迅速に周知徹底する とともに、次の事項に注意して応急対策を実施する。

- ア 警戒宣言が発令されたときは、時速40キロメートル以下の減速運転を行う。この場合、 列車の遅延は運転整理により対応するものとする。
- イ 駅及び車内の乗客に対して警戒宣言発令を周知し、地震発生時の秩序ある行動を要請す る。
- ウ 駅への乗客集中が過度にならないよう、関係機関に協力を依頼するとともに、近距離利 用者乗客には徒歩に切り替えるよう協力を求める。
- エ 各駅での利用に混乱が生じる場合は、適宜改札制限を行う。
- (5) 風水害時の地下鉄・ニュートラムの運行

「高速鉄道運転規程集」、「中量軌道運転規程集」に基づき対応する。

6 車両の退避計画

(1) 市バス

ア 営業所の車両退避計画

津波、高潮、並びに河川の氾濫(淀川、大和川・東除側、神崎川・安威川、寝屋川・第 2寝屋川・平野川・平野川分水路)が予想されるときは、市民の応急輸送に派遣する車両 を除き、次のとおり車両を退避させる。

(ア) 時期

運輸課又は安全・運行サービス担当(運行指令)から指示する。ただし各事業所は、 運輸課又は安全・運行サービス担当(運行指令)との連絡を密に保つこと。

(4) 退避場所

A 津波 (M8.6程度の東南海、南海における海溝型地震) の場合

事業所名	避難先	事業所名	避難先
住吉	車庫で待機	東成	車庫で待機
守口	車庫で待機	中津	車庫で待機
住之江	住吉区、東住吉区方面	鶴町	車庫で待機(状況により西成
			区、中央区方面に避難準備)
井高野	車庫で待機	酉島、自管	車庫で待機

本市域の浸水想定範囲

西淀川区西部の一部、港区(国道 43 号線及び港通りの北西側、阪神高速道路天保山入口より西側)、大正区北部、並びに住之江区(北東部の一部、臨港地域臨海部)

B 高潮の場合

気圧低下等の気象条件により大きく異なるため、海面からの地盤高さが概ね 3m 以上の地域に退避するものとし、住吉営業所以外の事業所については、住吉区、阿倍野区、東住吉区南部、平野区南部方面へ退避(阿倍野北、阿倍野東、出戸 BT 等についても退避可能)

C 河川の氾濫

(a) 淀川が氾濫した場合

事業所名	避難先	事業所名	避難先
住吉	車庫で待機	東成	生野区、平野区方面
守口	中央区、天王寺区、生野区方面	中津	中央区、天王寺区方面
	概ね名神高速より北西		
住之江	車庫で待機	鶴町	車庫で待機
井高野	概ね名神高速より北西	酉島、自管	舞洲、夢洲及び港区方面
	中央区、天王寺区、生野区方		
	面		

本市域の浸水想定範囲

東淀川区、淀川区、西淀川区、此花区(舞洲、夢洲以外)、福島区、北区、都島区、 旭区、城東区、西区東部、浪速区西部、西成区西部、東成区西部

(b) 大和川、東除川が氾濫した場合

事業所名	避難先	事業所名	避難先
住吉	阿倍野区、天王寺区方面	東成	鶴見区、旭区方面
守口	車庫で待機	中津	車庫で待機
住之江	大正区方面	鶴町	車庫で待機
井高野	車庫で待機	酉島、自管	車庫で待機

本市域の浸水想定範囲

城東区南部、東成区、生野区、平野区、東住吉区、住吉区、住之江区(咲洲以外)、 浪速区、西成区

(c) 神崎川、安威川氾濫した場合

事業所名	避難先	事業所名	避難先					
住吉	車庫で待機	東成	車庫で待機					
守口	車庫で待機	中津	車庫で待機					
住之江	車庫で待機	鶴町	車庫で待機					
井高野	旭区、都島区、城東区方面	酉島、自管	車庫で待機					
本市域の浸水想定範囲								
東淀川	東淀川区、淀川区、西淀川区							

(d) 寝屋川、第2寝屋川、平野川、平野川分水路が氾濫の場合

事業所名	避難先	事業所名	避難先
住吉	車庫で待機	東成	旭区、都島区方面
守口	車庫で待機	中津	車庫で待機
住之江	車庫で待機	鶴町	車庫で待機
井高野	車庫で待機	酉島、自管	車庫で待機

本市域の浸水想定範囲

鶴見区東部及び南部の一部、城東区南部、東成区、生野区の一部、平野区の一部、 東成区の一部

- (2) 地下鉄・ニュートラムの車両の退避及び運転計画
 - ア 車両の退避及び運転計画

(P22参照)

- イ 車両の退避を必要とする場合
 - (ア) 高潮による浸水
 - (イ) 淀川、大和川、神崎川・安威川、寝屋川流域の決壊
 - (ウ) 台風の襲来
 - (エ) 集中豪雨等による部分的浸水
- (オ) その他天災等により、長時間停電が予想されるとき
- ウ 注意事項
- (ア) 指示者

退避の時期、方法及び場所は、輸送指令所長の指示によるとする

- (イ) 退避の計画
 - A 作業に要する時間を見込み、退避時期は、少なくとも災害が予想される以前に所要時間を勘案して決定しなければならない。
 - B 退避場所及び所要時間

(P23参照)

- C 各検車場・車庫の収容力及び収容例(各駅収容を含む。)(P24~36参照)
- (ウ) 運転休止の時期

地下部では、いずれかの駅が角落とし又は止水パネルを使用し営業を中止するときは駅務運輸長、高架部では風速25m/秒になったとき又は飛散物の落下等により、列車の運転に危険を及ぼすと察知されたときを基準として、輸送指令所長の指示を受けるものとする。

- (エ) 退避車両の監視
 - A 各検車場については、原則として検車係員が担当するが、退避時間その他の状況により、退避車両担当の乗務員があたる。
 - B 営業線は、退避車両担当の乗務員があたる。
- (オ) 停電その他の事故により退避不能となった場合
 - A 列車単位ごとに乗務員1組を配置し、監視にあたらせる。
 - B 状況により、乗務員の誘導避難を必要とするときは、通常の要領によるものとする。
 - C 担当乗務員は、10~20分ごとに運転指令係員と連絡し状況を報告するとともに指示を受けるものとする。
- (カ) 終電後、留置場に退避の必要が生じた場合 地下部においては、ずい道灯の3回点滅実施要領に基づくものとする。

車両退避及び運転計画

電後の退避	退避 箇所	大国町留置 2 列車、中津 留置 1 列車を中百舌鳥検 車へ移す。	大日留置4列車、都島留 置1列車を大日検車へ移 す。 文の里留置1列車、喜連 留置1列車を八尾南へ移 す。	西梅田留置1列車、北加 賀屋留置2列車、住之江 公園1列車を緑木検車へ 移す。	コスモスクエア1列車、 森之宮留置2列車、長田 留置1列車を森之宮後車 へ移す。	野田阪神留置1列車、阿 波座留置3列車、今里10 打1列車を森之宮検車へ 打1列車をなど 移す。今里XT2列車、 商報留置2列車を各町九 丁目へ移す。	天神橋筋六丁目留置1列 車大下茶屋留置5列車を 東吹田検車へ移す。伍し 移動不可能の時は南森 下2列車、場筋本町へ 2列車、日本橋へ2列車 移す。	大正留置2列車、心斎橋 留置1列車、鶴見緑地留置2列車、門真南1列車 登2列車、門真南1列車 を鶴見検車へ移す。	并高野留置1列車、清水留置2列車、今里留置2列車、今里留置2列車を約里北車庫へ移 列車を鶴見北車庫へ移す。	
緂		大国町 昭 昭暦 1 列車 車へ移 す。	大置す女留す1回の同じの回じ。	数 公 整 国 型 型 。	スな間を入る。	斯田爾	天車東、町2移神天吹移へ列方	大正留置2 留置1列車 置2列車、 を鶴見検車	井高 留置2 列車 ³ す。	
遊剤	退避後の運転	米	余 书							
	退避箇所及び列車数	6列車のうち 中百舌鳥検車へ 3列車 新大阪へ 1列車 投係子へ 1列車 新金岡へ 1列車	8列車のうち 大日検車へ 3列車 八尾南へ 3列車 都島留置1列車を 大日検車へ							
		6列車のうち 中百舌鳥検 新大阪へ 我孫子へ 新金岡へ	**							
強配	退避後の運転	江~中 16分~ッド 6列車	大~八 20分~ッド 6列車	杂 刊						
		へ 1列車 1列車 1列車	1列車 1列車	7 集日 2 加賀 2 黎 木						
第 4	退避箇所及び列車数	10列車のうち 中百舌鳥検車~ 1 中百舌鳥~ 1 我孫子~ 1 我孫子~ 1	8列車のうち 大日検車〜 八尾南〜	3列車全部と西梅田 留置1列車、北加賀 屋留置1列車を緑木 検車へ						
	退避後の運転	江~中10分~ッド10分~ッド	大~八 15分~ッド 8列車	16分ヘッド 3列車・	米 日	休此	本 市	4 4	休止	休止
	退避箇所及び列車数	- 2列車	2列車. 1列車.	2列車	2と森ノ宮 2を森之 宮	2		~ /	車	m /
		12列車のうち 中百舌鳥検車へ 23	11列車のうち 大日検車〜 八尾南〜	5列車のうち 緑木検車へ	4列車全部と森/宮 留置1列車を森之官 検車へ	4列車全部 谷町九へ		8列車全部 鶴見検車〜	4列車全部 鶴見北車庫へ	4列車全部 南港検車へ
迅 避	退避後の運転	江~中 8分~ッド 12列車	大~八 10分ヘッド 11列車	10分ヘッド 5列車	港~長 15分ヘッド 4列車	16分ヘッド 4列車	相互直通運転 中 止 切筋線内 休 止	10分~ッド 8列車	15分ヘッド 4列車	10分ヘッド 4列車
		車	2列車 1列車 2列車 1列車	3列車				4列車		3列車
第 2	退避箇所及び列車数	20列車のうち 中百舌鳥検車へ 8 <i>3</i>	17列車のうち 大日検車~ 八尾南~ 八尾車庫~ 初島~	8列車のうち緑木検車へ	8列車のうち 森之宮検車へ2列車 大阪港へ 1列車 森/宮へ 1列車	8列車のうち 森之宮検車〜 4列車	6列車全部 東吹田検車へ	12列車のうち 鶴見検車へ	7列車のうち 鶴見北車庫へ 3列車	7列車のうち 南港検車へ
退避	退避箇所及び列車数 退避後の運転	江~中 5分ヘッド 20列車	大~都 女~八 10分~ッド 都~女 5分~ッド		8分ヘッド 8列車	8分ヘッド 8列車	5~10分~ッド6列車全部 相互直通運転 東吹田検車へ のみ 「 市交車 】 【 6列車 】	6分ヘッド 12列車	8分ヘッド 7列車	6分~ッド 7列車
1 次	及び列車数	:〜6列車	10列車 10列車	うち へ 8列車 1列車 へ 1列車	6列車	、5列車	- 8列車	10列車	、6列車	7列車
	退避箇所	36列車のうち 中百舌鳥検車へ 16列	37列車のうち 大日検車〜 八尾車庫〜	18列車のうち 緑木検車へ 西梅田へ 北加賀屋へ	14列車のうち森之宮検車へ	13列車のうち森之宮検車~			13列車のうち 鶴見北車庫~	14列車のうち 南港検車〜
通	路線別	御堂筋線 江 坂 ~ 中百舌鳥	谷 町 線 大 日 ~ 八尾南	四つ橋線 西梅田~ 住之江公園	中 央 線 コスモスクエア〜 長 田	← 日前線 野田阪神~ 南 巽	堺 筋 線 天神橋筋 六丁目~ 天下茶屋	長堀鶴見緑地線 大 正 ~ 門真南	今里筋線 井高野~ 今 里	南港ポート タウン線 コスモスクエア~ 住之江公園

(注) 各路線とも本線に留置する時は、必ず1線は災害救援作業列車の運転のため開放しておくものとする。

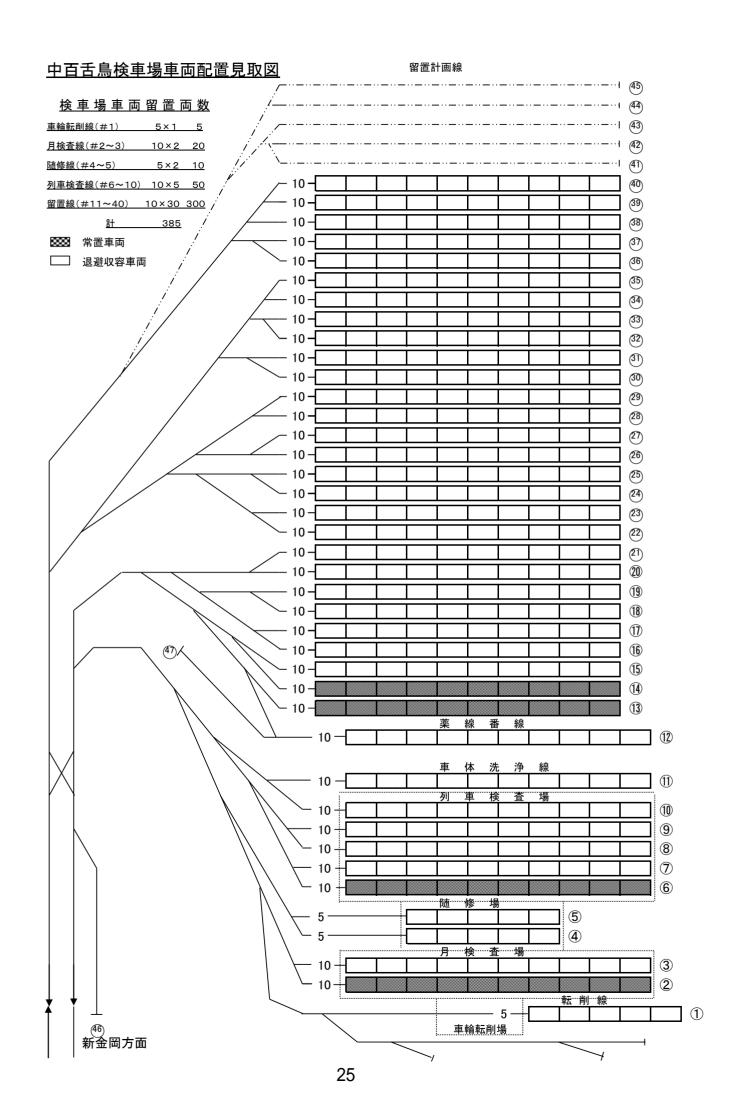
車両退避場所及び所要時間

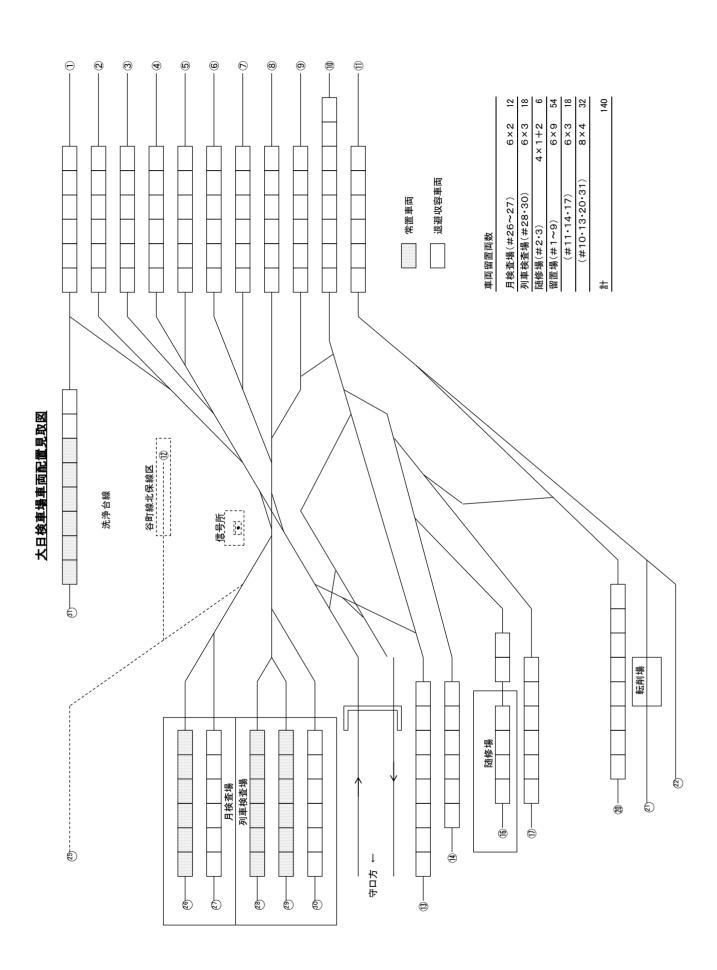
路		線	退避場所	所 要	時間等
			中百舌鳥検車場	引継ぎ	115分
			新大阪駅	留置	75分
/h-n \\\.	15 <i>5</i> 5	∳ 台	天王寺駅	留置	85分
御り	堂 筋	線	我孫子駅	留置	100分
			新金岡駅	留置	110分
			中百舌鳥駅	留置	115分
			大日検車場	引継ぎ	95分
/i>	m-*	公 台	八尾車庫	引継ぎ	80分
谷	町	線	都島駅	留置	30分
			八尾南駅	留置	100分
		線	緑木検車場	引継ぎ	115分
四~	つ 橋		西梅田駅	留置	60分
			北加賀屋駅	留置	75分
		線	森之宮検車場	引継ぎ	125分
中	央		大阪港駅	留置	40分
			森ノ宮駅	留置	55分
-	n 24	ζıΉ	森之宮検車場	引継ぎ	125分
千(日 前	〕 線	谷町九丁目駅	留置	120分
			東吹田検車場	引継ぎ	135分
т ш	hts:	公 台	南森町駅	留置	110分
堺	筋	線	堺筋本町駅	留置	115分
			日本橋駅	留置	125分
長堀智	鷂見緑均	也線	鶴見検車場	引継ぎ	125分
今	L 筋	線	鶴見緑地北車庫	引継ぎ	125分
南港ポ	ートタウ	ン線	南港検車場	引継ぎ	60分

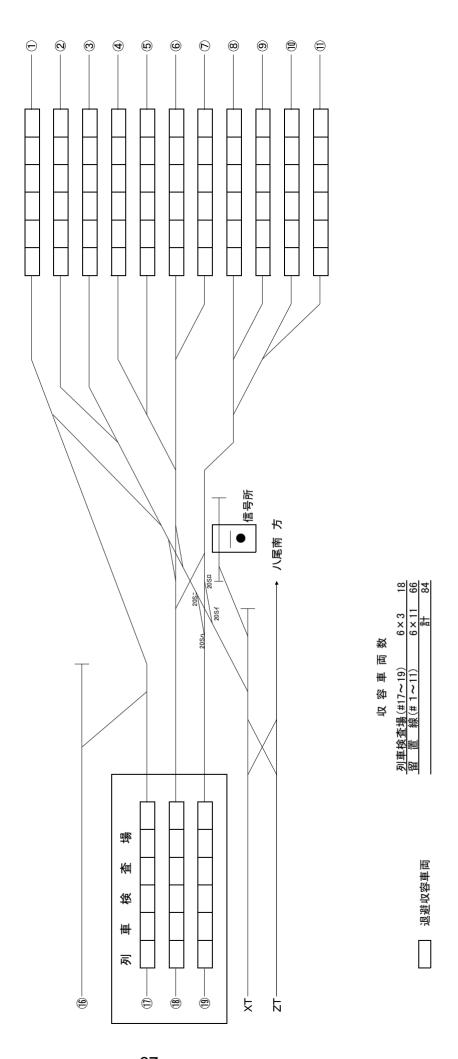
⁽注) 御堂筋線、中央線及び堺筋線については、相互直通相手方との連絡のため、 上記時間に約60分の余裕時間を必要とする。

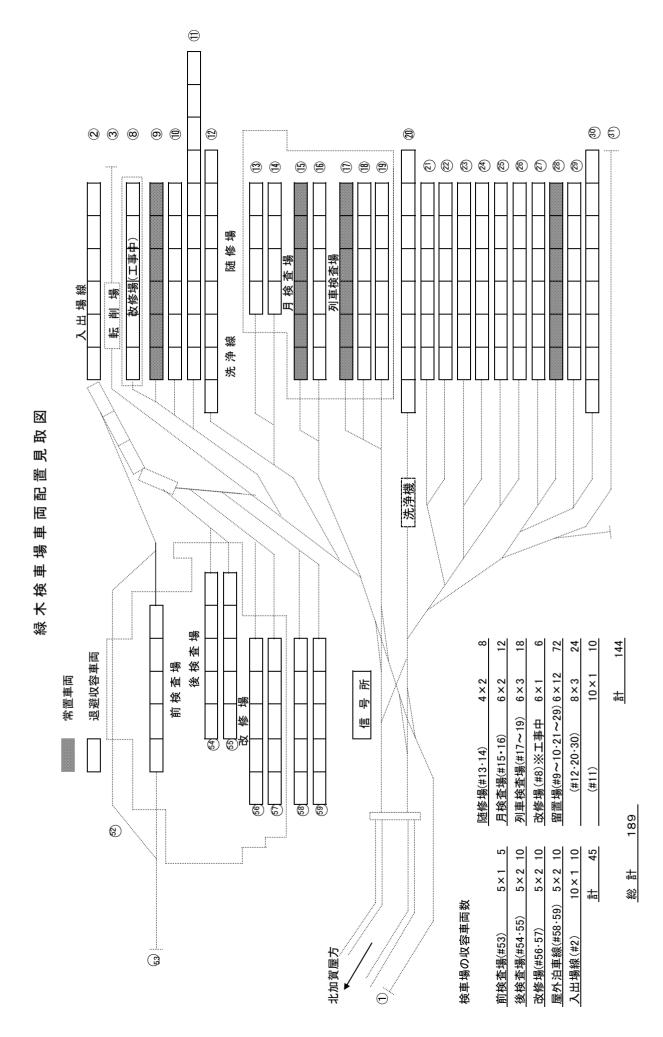
検車場・車庫別収容力

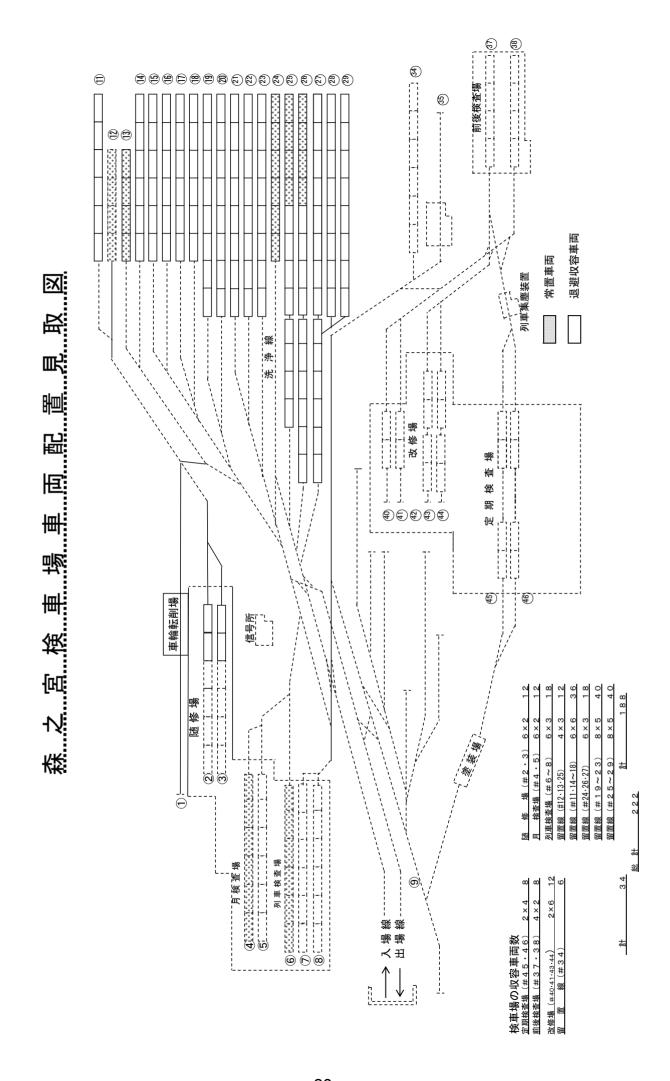
検車場 (区)	路線	区 分	編成数及	び列車数	両 数
		常時留置車	10両編成	4列車	4 0
中百舌鳥検車場	御堂筋線	退避車両	10両編成	3 3 列車	3 3 0
		計			3 7 0
		常時留置車	6 両編成	4列車	2 4
大日検車場	谷町線	退避車両	6 両編成	18列車	1 0 8
<u> </u>		計			1 3 2
八尾車庫	谷町線	退避車両	6 両編成	14列車	8 4
八毛早熚		計			8 4
		常時留置車	6 両編成	4列車	2 4
緑木検車場	四つ橋線	退避車両	6 両編成	18列車	108
		計			1 3 2
	中 央 線千日前線	常時留置車	4 両編成	4列車	1 6
			6 両編成	3列車	1 8
森之宮検車場		退避車両	4 両編成	13列車	5 2
		迟 班 年 问	6 両編成	17列車	102
		計			188
		常時留置車	8 両編成	3列車	2 4
東吹田検車場	堺 筋 線	退避車両	8 両編成	14列車	1 1 2
		計			136
		常時留置車	4 両編成	3列車	1 2
鶴見検車場	長堀鶴見緑地線	退避車両	4 両編成	23列車	9 2
		計			104
		常時留置車	4 両編成	4列車	1 6
鶴見緑地北車庫	今里筋線	退避車両	4 両編成	12列車	4 8
		計			6 4
		常時留置車	4 両編成	3列車	1 2
南港検車場	南 港 ポートタウン線	退避車両	4 両編成	17列車	6 8
		計			8 0

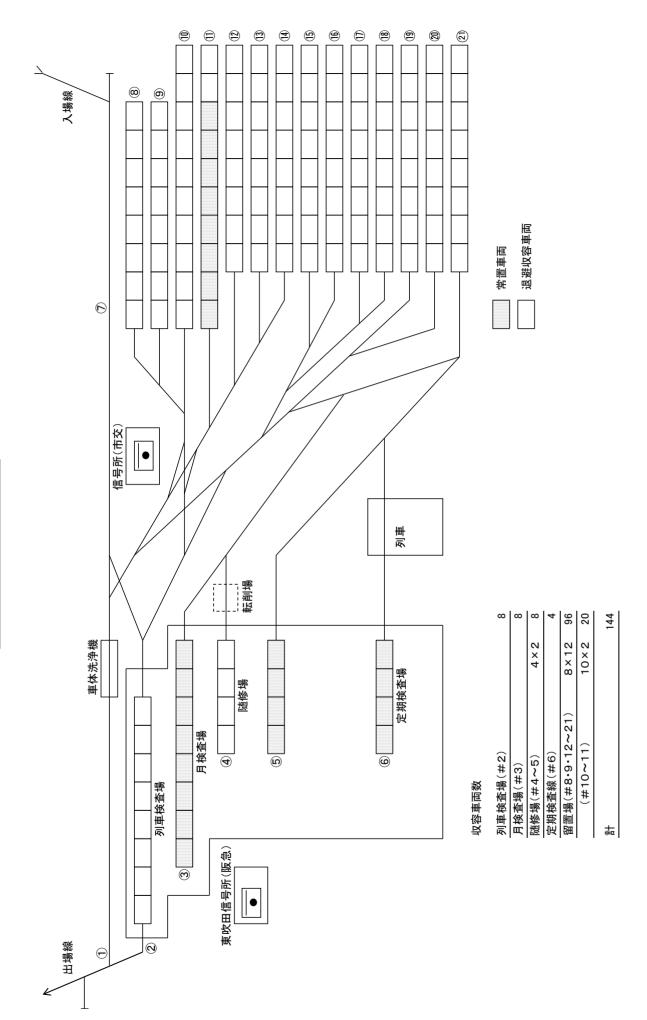


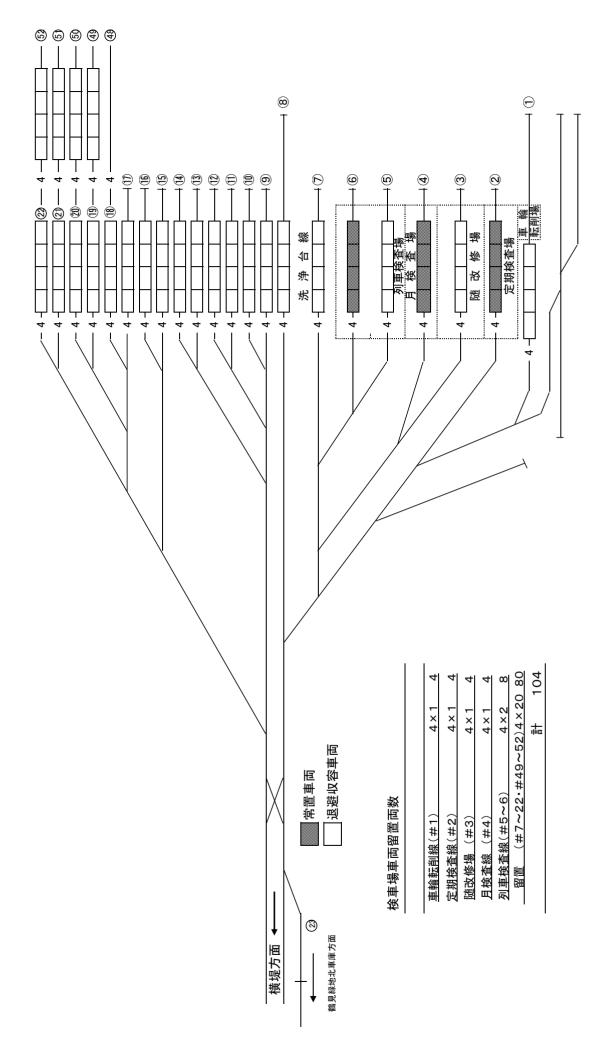


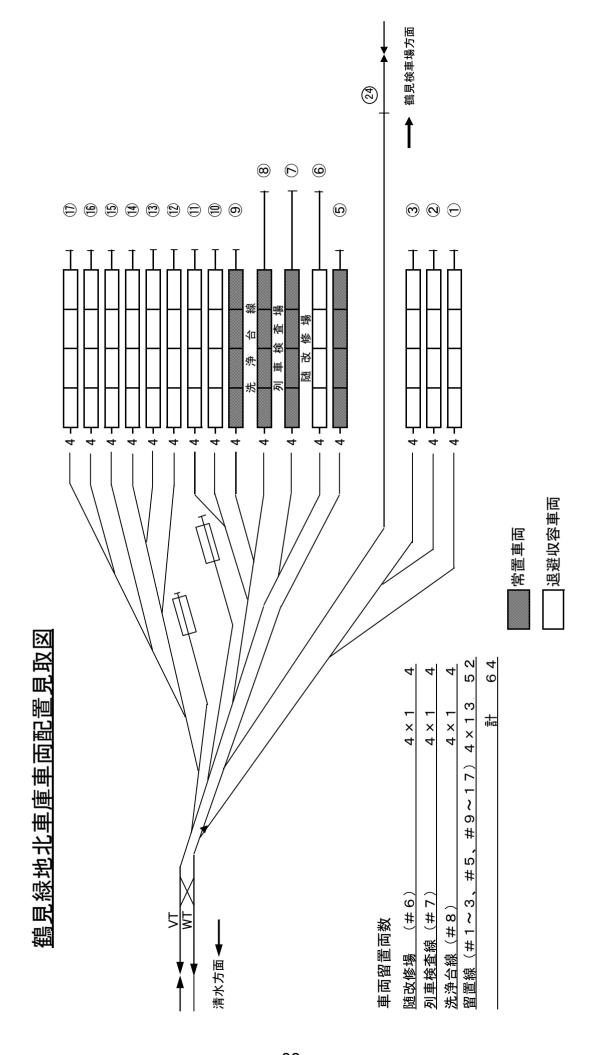


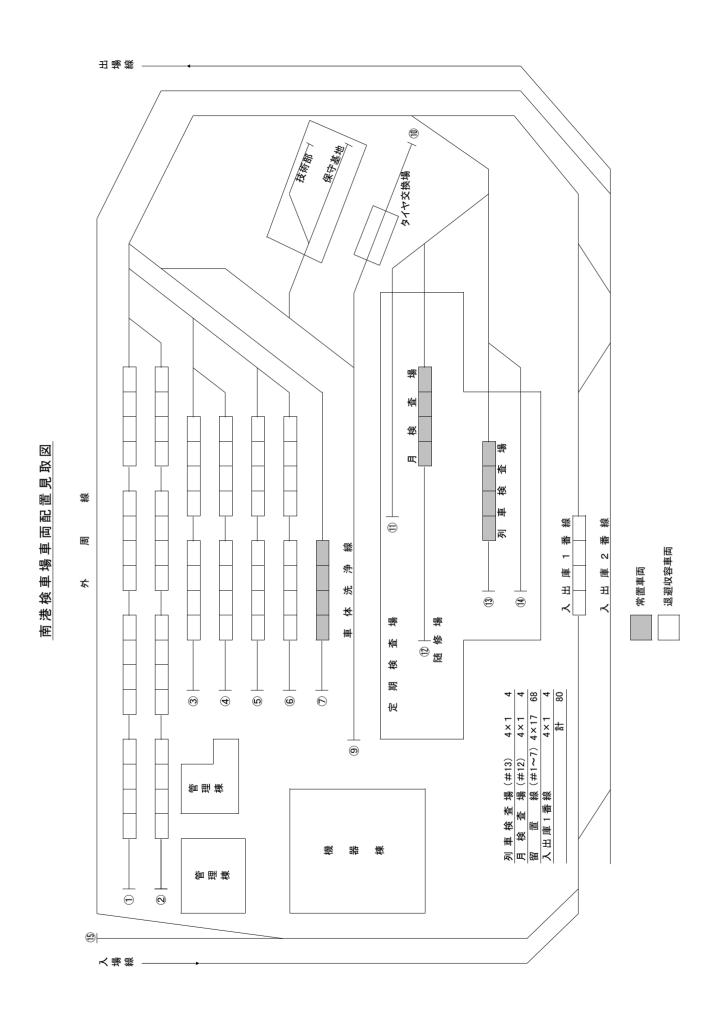






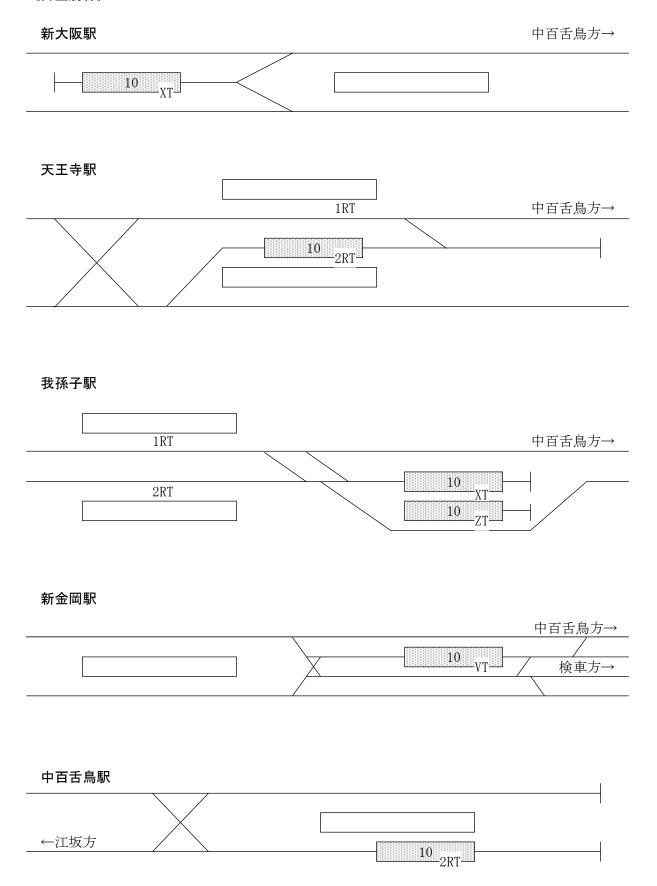






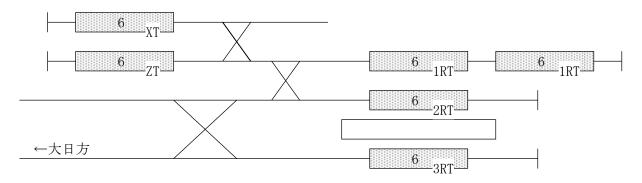
駅別列車収容例

《御堂筋線》



《谷町線》

八尾南駅



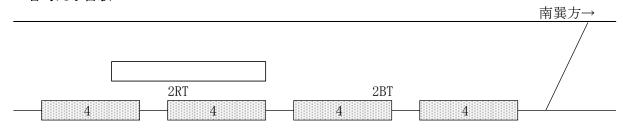
《中央線》

大阪港駅

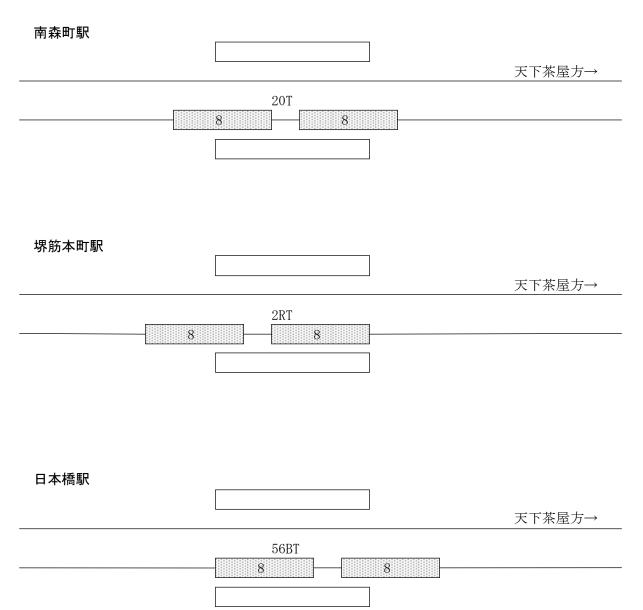


《千日前線》

谷町九丁目駅



《堺筋線》



7 施設の防護計画

(1) 地震対策

高速鉄道及び中量軌道の構造物は、相当の大地震にも耐えうるよう「大阪市交通局設計基準」をはじめ鉄道総合技術研究所の「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」等に基づき設計しているが、地震の発生に備え、万全の対策を講じるとともに、発生した場合は、速やかな対策を実施する。

ア 地震の通報と警報

(ア) 設備

A 地震計の設置

地震の発生時期と大きさを知るため、江坂駅構内、大国町変電所構内、弁天町変電 所構内、森之宮検車場構内及び南港検車場構内に地震計を設置している。

B 地震速報システムの設置

発生した地震の到達時刻と大きさを事前に知るため、気象庁の緊急地震速報を受信し、速やかに予測震度の表示を行い、列車運行等における地震被害の軽減を図る。

地震速報システムは、輸送指令所、自動車部運輸計画担当及び電気指令所に設置している。

(イ) 地震の通報体制

地震計が感知した地震は、輸送指令所と南港運輸指令所に警報と数値を通報表示する とともに、各路線の指令所と列車にも自動的に警報通報する。

地震速報システムにおいて震度3以上の予測震度となった場合は、輸送指令所、自動車部運輸計画担当及び電気指令所に設置している表示端末に警報※と予測震度、到達時刻を通報表示するとともに、震度4以上の場合には列車にも自動的に警報通報する。

※ 警報は震度4以上で発報

(ウ) 地震警報の種類(カッコ内は地震速報システムでの種類)

第1次警報・・・・・・・・ 25ガル以上 80ガル未満 (震度4)

第2次警報・・・・・・・・ 80ガル以上 150ガル未満 (震度5弱)

第3次警報・・・・・・・150ガル以上 (震度5強以上)

イ 高速鉄道及び中量軌道の施設

- (7) 警戒宣言等の発令の周知徹底及び地震発生時の巡視点検等の体制確保に努める。
- (イ) 地震計、警報装置及び消火器等の防災設備の点検整備を行う。
- (ウ) 機器類の危険防止に努める。
- (エ) 工事箇所の崩壊、倒壊及び落下物の防止等の補強措置を行う。

ウ 車両管理事務所(森之宮、緑木)

- (ア) 警戒宣言等の発令を場内作業者に伝達し、地震発生時の即応体制の確立に努める。
- (イ) 地震発生時に備えて、安全作業の励行、危険物の厳重な保管、設備機械類の安全確認 を行う。

エ 耐震補強工事等の推進

- (ア) 高架・橋梁部の補強
- (イ) ずい道の補強

(ウ) 地上建築物の耐震診断及び補強

(2) 風水害対策

ア 駅及びずい道施設等の防護

(ア) 浸水防止対策

A 地下鉄駅出入口

地上から約 0.5メートルまでの浸水は、止水パネルにより防止するものとするが、 止水パネルを越える浸水のおそれがある場合、又は止水パネルを設置しても止水パネ ルの上端が淀川以南地域では0.P.+4.5メートル以下、淀川以北地域では0.P.+7.0メー トル以下となる場合は、内水氾濫等により浸水するおそれがあるので、止水扉を設置 している。

止水パネルの設置及び止水扉の閉鎖は、運転指令者の指示又は駅長が危険と判断したときは、各駅において行う。

なお、止水パネル又は止水扉設備のない駅で浸水のおそれがある場合は、状況を迅速に把握のうえ、あらかじめ土のう等の止水資材を調達し、防護に努める。

地下鉄駅出入口の止水パネル又は止水扉設置駅

路		線	止水パネル 又 は 止 水 扉 設 置 駅							
御	堂 筋	線	天王寺を除く全駅(高架駅を除く。)							
谷	谷 町 線		大日~東梅田間全駅、阿倍野~長原間全駅							
四	つ橋	線	全駅							
中	中 線		谷町四丁目を除く全駅(高架駅を除く。)							
千	日前	線	谷町九丁目を除く全駅							
堺	筋	線	北浜、堺筋本町、恵美須町、動物園前、天下茶屋の各駅							
長切	屈鶴見緑	地線	全駅							
今	里 筋	線	全駅							

B 長居保守基地(西田辺〜長居)のずい道出入口 大国町保線管区において状況を判断し、防水扉を閉鎖する。 (電動式約2分、手動不可。角落としで閉鎖は4人で約10分)

C ずい道内

ずい道内の防水扉の閉鎖は、車両の退避計画を考慮し、運転指令者の指示により各駅において閉鎖するが、必要に応じて各保線係員が応援する。

ずい道内防水扉設置箇所

	路	線		設置箇所	1	
御	堂	筋	線	中津 我孫子 北花田	手動式 手動式 手動式	
谷	町線		都島 天神橋筋六丁目 東梅田北 東梅田南 八尾南	手動 手動 武 式 式 式 式 式 式		
四	つ	橋	線	西梅田 肥後橋 難波 玉出	手動式 手動式 式 式 式 式 式 式 式 式	
中	央	:	線	コスモスクエア北 阿波座東 阿波座西	手動式 手動式 手動式	手動式は約10分~60分 電動式は約15分 併用式は約15分
千	目	前	線	難波西	電動式	D17132418/031073
長力	堀 鶴 見	. 緑 地	線	京橋 森ノ宮北 西長堀西 千代崎北 千代崎西 大正北	手動用 供用 供用 供用 供用 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式	
今	里	筋	線	だいどう豊里 太子橋今市 新森古市 緑橋	電動式 手動式 手動式 手動式	

D 検車場出入口

車両の退避計画を考慮し、運転指令者の指示により、各検車場において防水堰又は 防水扉を閉鎖する。

検車場入口の防水堰又は防水扉設置箇所

	設	置	<u>.</u>	筃	所		所 要 時 間 等
森	之	乍	ī'	検	車	場	5人で約30分
緑	木	:	検		車	場	5人で約30分
大	E		検		車	場	5人で約30分
鶴	見検	車	坦	新	車 搬	入 路	5人で約30分
() () ()	九 快	半	<i>71</i> 15	8	, 9	番線	6人(うち、3人は電気係員)で約40分

E ずい道内防水扉・防水堰設置箇所(図) (P43参照)

(4) 風害防止対策

- A 高架部各駅の吊り下げ物の落下防止 各駅において防護する。
- B 飛散物の落下による運転障害物の除去 台風通過後、各保線係員及び各電気係員は、営業線を巡視して飛散した障害物があ る場合、これを除去する。

イ 換気口の防護

地下鉄及び変電所換気口(自然換気口除く)の閉鎖は電気管理事務所において状況を判断し閉鎖する。また、昭和町~西田辺間の自然換気口の閉鎖は、大国町保線管区から昭和 町駅に依頼し、駅職員が遠隔操作により行う。

ウ 電気設備の防護

電気管理事務所において状況に応じ、適宜処置する。

エ 資材及び運搬要員

- (ア) 十のう袋は運輸部管理課及び工務管理事務所において保管する。
- (イ) 各駅の出入口の防護に必要な吸水性土のうは、各駅に常時保管する。状況により不足する場合は、各保線管区の保管する土砂を補充する。
- (ウ) 運搬は電気部及び工務部所管のトラックを適宜借り受け使用する。
- (エ) 要員は、各保線管区の協力を要請する。

(3) 検車場の風水害対策

ア 施設その他に防護措置を行う必要のあるものについては、事前に講じるものとする。

イ 浸水のおそれのある場所に設置されている電動機その他の重要機械の移動又は油脂の 塗布等の防護措置を行う。

- ウ 電気室、電灯電力の遮断は、作業場の必要性から最悪の場合のみ、電気管理事務所と 連絡のうえ行う。
- エ 側線の第3軌条の電車線電源は、車両退避中を除き、場内ブレーカー及びディスコン スイッチにより電源を開く。
- オ その他、電力施設の防護には特に注意する。

(4) 地下鉄・ニュートラムの工事現場の風水害対策

改良工事事務所、電気管理事務所、工務管理事務所及び建築工事担当は、当該工事現場において災害が発生するおそれがあると認める場合は、工事受注者と緊密な連絡をとり、 二次災害が発生しないよう、各工区等の工事状況に合わせて工事受注者が作成した「雨期、 台風対策計画書」に基づき、次の事項等について防護措置をとる。

- ア 要員及び諸資材を確保する。
- イ 土留背面、埋設物及び排水設備などの巡視点検を強化する。
- ウ 既設下水管及び人孔の点検清掃並びに補強措置を行う。
- エ 掘削構内排水のためのポンプを増強し、停電に備えて発電機を待機させる。
- オ 掘削法面には、土俵積等の崩壊防止措置を行う。
- カ 保安施設や地上の資機材の倒壊、飛散防止措置を行う。
- キ 現場建物諸施設に対する破損等のないよう補強措置を行う。
- ク 路面冠水に伴う営業線構内への浸水を防止するため、開口部には止水鉄蓋等により閉 鎖する。
- ケ 防災資機材を整備点検し、緊急資機材を調達し、直ちに応急対策が行えるよう準備する。

(5) 非常電源の送電

災害時、関西電力の送電が停止した場合、電気主任技術者の指令により、非常電源を運転する。

送電切替えは、中津変電所内(3,300V/6,600V、625kVA)、天王寺変電所内(3,300V/6,600V、1,500kVA)、堀江変電所内(3,300V/6,600V、500kVA)、中百舌鳥変電所内(6,600V、500kVA)、守口・桜川変電所内(各6,600V、1,000kVA)、谷町九丁目・長原・長堀橋変電所内(各6,600V、625kVA)、森の宮変電所内(6,600V、1,750kVA)及び海岸通・鶴見発電機室(各6,600V、625kVA)の発電機により次のとおり行う。

ア 非常送電は、中津・天王寺・中百舌鳥・守口・谷町九丁目・長原・堀江・森の宮変電 所、海岸通発電機室、桜川・長堀橋変電所並びに鶴見発電機室から送電する。

この場合、各変電所の送電区分境界の開閉装置の操作は電気指令所で行う。

- イ 非常電源より送電する設備及び場所は次のとおりとする。
 - (ア) 火災対策設備
 - (イ) 排水ポンプ設備
 - (ウ) 御堂筋線梅田停留場、長居停留場南及び千日前線難波西スルーゲート設備
- (エ) 各変電所内補助電源及び通信機器室蓄電池用整流器並びに電気室蓄電池用整流器

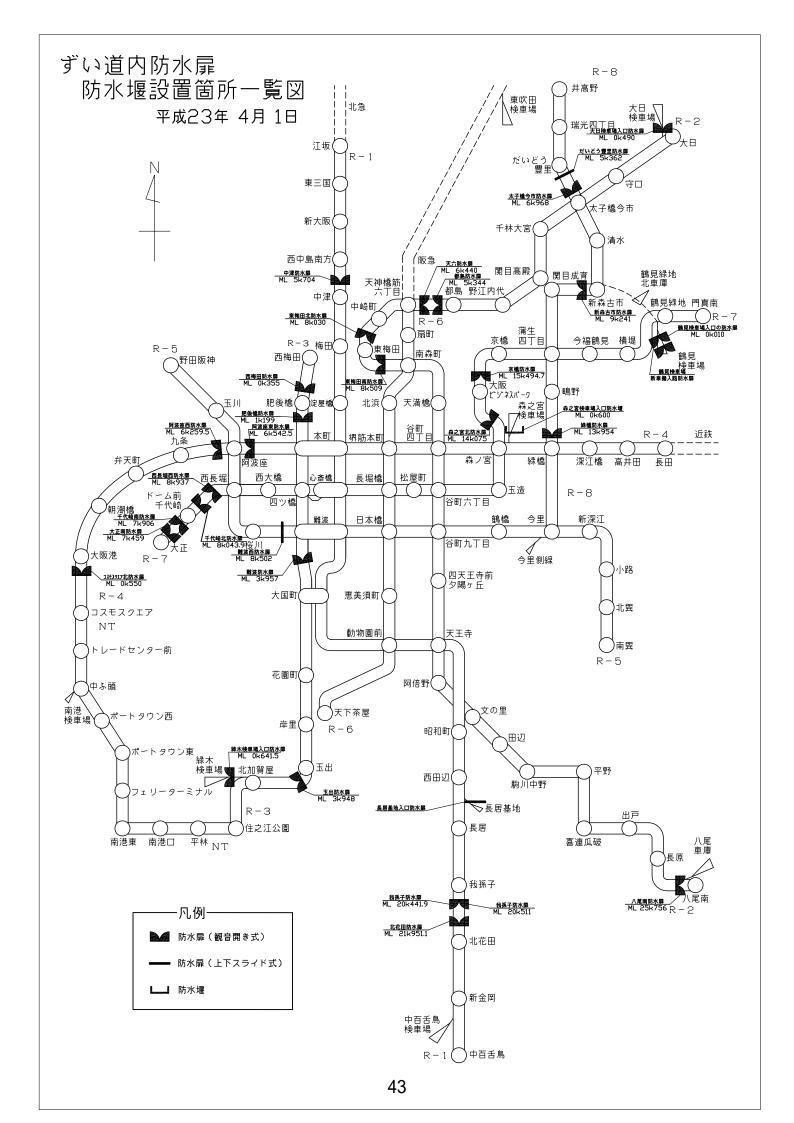
- (オ) 駅構内非常灯
- (カ) ずい道灯

ウ 非常電源送電前の措置

関西電力の停電が長引くおそれがある場合、電気指令所の指示によって関係各管区は 最低保安電源以外の負荷はすべて開放するものとする。また、各管区は、次の措置をと って非常電源送電の準備を行うものとする。

- (ア) 各駅電気室内信号電源自動切替装置を手動とする。
- (4) 駅クーラー電源(2号動力系統に接続されているもの)及びエレベーター、エスカレーター電源は、各管区から各駅に運転休止の要請を行う。
- (ウ) 非常電源送電中の処置 各管区は、非常電源の送電後、全線の排水ポンプの運転状況を巡視して、ずい道内 諸施設防護に万全を期すものとする。
- (エ) 非常電源送電停止時の処置

関西電力の送電が復旧した場合、電気主任技術者の指令により、電気指令所は、復 旧切替の指示を行うものとする。



8 事故災害時の応急対策計画

(1) 建設等工事現場の災害応急対策

この計画は、災害(台風、地震等の天災あるいは工事の施工に起因した大規模災害)が発生した時又は発生のおそれがあり、建設等工事現場に重大な支障を及ぼすと予想される場合に、応急対策を行うための組織編成、情報連絡方法及び活動内容等について必要な事項を定めたものである。

ア 応急対策組織計画

(ア) 災害が発生し、その対策を要すると認められたときは、大阪市交通局災害時活動体制 の指針の組織計画に基づき、工務班及び建築班を編成して情報の収集、復旧計画等につ いての応急対策を行う。

(突発的な事故災害において、大規模な被害が発生又は発生のおそれがある場合は、大阪市災害対策本部現地災害対策本部としての事務を所掌することがある。)

(イ) 改良工事事務所においては、改良工事事務所防災活動編成表(別表)に従って編成し、 工事受注者と密接な連絡をとりながら、大阪市消防長へ提出した「道路掘削工事防災計 画書」に基づき、ウに定める応急対策活動にあたる。

イ 情報連絡

緊急時連絡通報系統図(別図)に基づいて災害情報を迅速かつ確実に行ない、警察、道路管理者、消防署、埋設物管理者等関係先と緊密な連携のもとに適切な対策を講じられるよう情報連絡を密に行う。

ウ 応急対策活動計画

(ア) 警戒区域の設定

工事現場付近の危険範囲を想定して、所轄警察署及び消防署と協議の上、警戒区域を 設け災害の拡大防止にあたる。

- (4) 広報、避難誘導、救援
 - A 沿道家屋、通行人に対しては、電柱等に設置しているスピーカーにより、広報を行ない、また路地裏については携帯マイクを使用して、広報の徹底を行う。
 - B 工事従事者には、構内スピーカー、サイレン等で通報するとともに、地上への避難 誘導を行う。
 - C 消防局に協力して、被害者の救護活動にあたる。
- (ウ) 工事現場の防護、巡視点検
 - A 巡視点検体制の強化

仮設物、埋設物等を重点的に関係者を含めて工事現場の巡視点検体制を強化する。

B 二次災害の防止措置

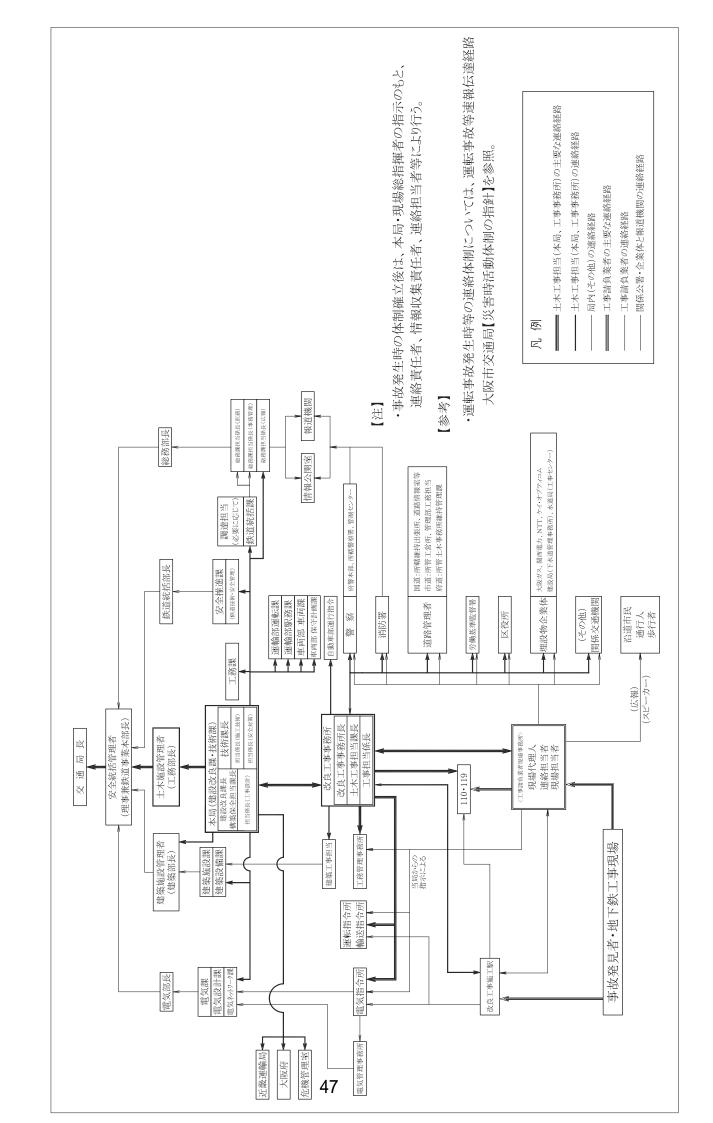
工事受注者と密接な連絡をとり、下記項目等について二次災害にいたらないよう防 護措置を実施する。

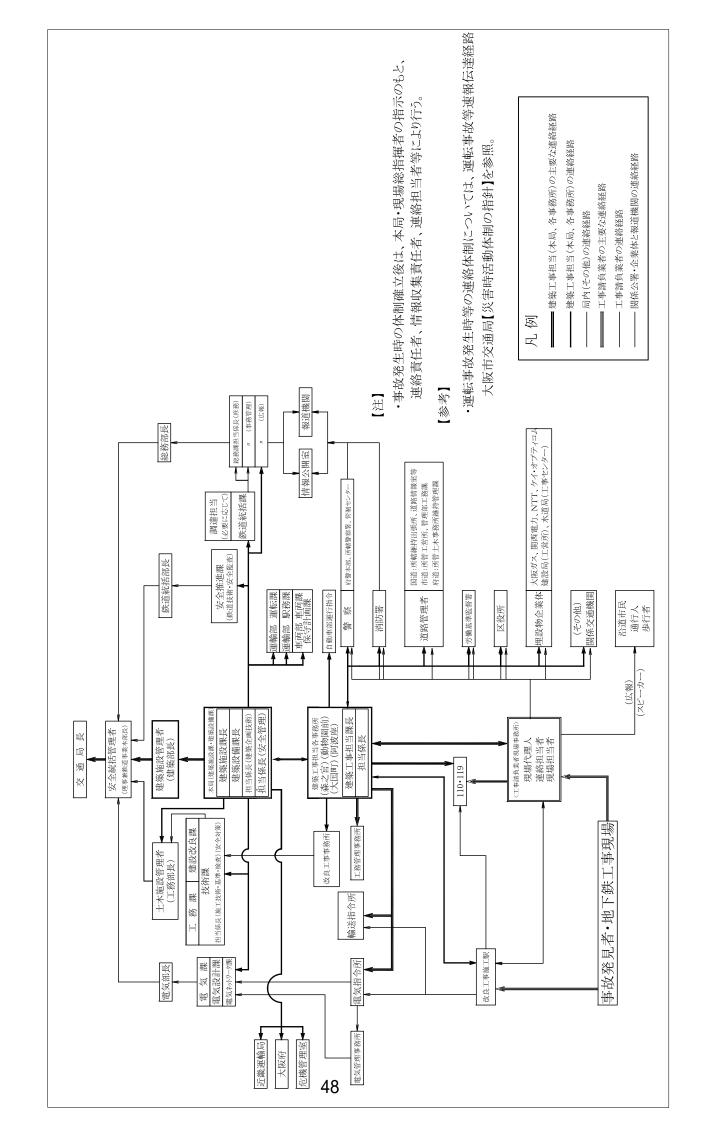
- (A) 建設機械、土砂搬出ホッパー等の倒壊防止
- (B) 保安施設や地上諸資材の転倒、飛散防止
- (C) 土留背面の陥没防止
- (D) 構内排水のためのポンプ増強

- (E) 掘削法面には土のう積を行う等の崩壊防止
- (F) 高圧ガス、油類等の危険物防護
- C 必要資材、機器の調達 応急対策活動に迅速に対応できるよう資材、機器類を現場の状況に応じて調達し、 点検整備を行う。
- (エ) 改造工事における対応 最寄りの駅長と連絡を密にし、営業線に支障とならないよう必要な応急対策を行う。
- (2) 高速鉄道における発煙又は火災発生時の応急対策 「発煙又は火災発生時の取扱基準」、「火災発生時の統一基本マニュアル」に基づき 対応する。

改良工事事務所防災活動編成表

-通報連絡係:消防機関に対する通報及びその確認にあたる。 警戒区域設定係:事故現場付近の危険範囲を想定し、警戒区域(広域迂 回対策を含む)を設定する。 -消 火 係:火災の初期消火活動に従事する。 -現 場-搬出係:危険物、高圧ガス及びその他災害を拡大するおそれの 指揮班 ある物品を事故現場から安全な場所へ搬出する。 (担当係長) -誘 導 係:事故現場へ消防隊を誘導する。 -救 助 係:構内の人命検索と要救助者の救助にあたる。 -防護措置係:都市ガス、危険物等の応急的防護措置を行う。 -現場広報係:沿道住民への広報活動にあたる。 指揮者-(所長又は -避難誘導係:付近住民を警戒区域外の安全な場所へ誘導する。 担当課長) 副指揮者 (副所長) 調達係:避難者の衣料、食料の確保及び避難所の選定にあたる。 -救護班-(担当係長) └-保健衛生係:避難者、その他の者に対する食料の配付並びに衛生面 の措置にあたる。 -応急措置係:被災者の仮泊所及びその他の被災者救助の施設の建設 にあたる。 -連 絡係:被災者の救護及び監視、他の部局との連絡にあたる。 _庶務班 (担当係長) -広 報 係:各関係者及び報道関係者への広報活動にあたる。 -資料係:事故発生に関する資料の作成にあたる。





9 平常時の準備等

(1) 職員研修、訓練の充実

ア 職員研修の実施

職員が的確な応急、復旧活動を行えるよう、各種研修を実施して知識の充実を図り、対 応能力を高めるとともに防災に対する危機意識の向上を図る。

イ 訓練の実施

職員が、災害発生時に的確な応急、復旧活動を行えるよう訓練を実施し、対応能力を高めるとともに防災意識の向上を図る。

ウ 訓練の検証

訓練を実施した時は、訓練の結果をふまえ、次回訓練を実施する。

(2) 資機材等の整備

ア 応急資機材等の整備

災害発生時の応急対策に必要な応急資機材等は、(鉄道運転事故復旧対策本部)各班に おいて「高速鉄道及び中量軌道運転事故救急対策要綱」に基づき整備をすること。

イ 操作方法、取扱い

備蓄する資機材等については、職員に操作方法及び保管場所等を周知するとともに、常に使用できる状態に保たなければならない。

(3) 関係機関等との連携

災害発生に備えて連携すべき関係機関等、主な連携内容については、以下のとおりとする。

○ 警察

各種訓練の共同実施

災害発生時及び事前情報入手時における情報共有

災害発生時の運行等に関する調整

○ 消防

各種訓練の共同実施

災害発生時及び事前情報入手時における情報共有

○ 本市及び大阪府危機管理室

各種訓練の共同実施等災害発生に備えた情報及び意識の共有

○ 近畿運輸局及び大阪運輸支局

災害発生時及び事前情報入手時等における情報共有

- 相互直通路線
 - 北大阪急行電鉄株式会社
 - 近畿日本鉄道株式会社
 - 阪急電鉄株式会社
 - ※ 各社との各種協定書等に基づく
- 地下街、その他関連施設

第3 災害時活動計画の策定等

各班は、災害発生と同時に活動できるよう、あらかじめ万全な災害対策を策定・研究し、緊急 事態に即応できる体制の保持に努めるものとする。

1 災害時活動計画の策定

- (1) 各班長は、事務分掌に従って災害時の活動計画を策定するものとする。
 - ア 災害時活動計画には、次の内容を盛り込む
 - (7) 分掌事務、動員体制、緊急連絡体制
 - (イ) 研修、訓練
 - イ 各班は、災害時活動計画に基づき活動を行う
 - ウ 災害時活動計画の見直し 各班は、活動の結果をふまえ、災害時活動計画の見直しを行うものとする。
 - エ 各班長は、災害時活動計画を変更した時は、速やかに総務課へ提出しなければならない。

2 災害時活動体制の指針修正

(1) 指針は検討状況、社会環境の変化に応じ、総務部長が必要あると認める時にはこれを修正する。